

資料1

建設キャリアアップシステム待遇改善推進協議会規約

(名称)

第1条 本協議会は、建設キャリアアップシステム待遇改善推進協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、行政、建設企業、公共及び民間の発注者その他建設業に関わる者が一体となって、建設業における建設キャリアアップシステム（以下、CCUS）の普及・活用を通じた社会保険加入の徹底、労務費及び法定福利費の確保、建設業退職金共済（以下、建退共）の普及等に向けた取組を進める上での課題、取組方針等を協議するとともに、関係者の取組状況の定期的な情報共有を図ることにより、建設業における待遇改善の取組を総合的かつ継続的に推進することを目的とする。

(活動内容)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 一 CCUS の活用を通じた社会保険加入の徹底、労務費及び法定福利費の確保並びに建退共の普及の取組を進める上での課題に関する意見の交換
- 二 その他、CCUS の活用を通じた待遇改善の取組を進める上での課題に関する意見の交換
- 三 CCUS の活用を通じた待遇改善に関する取組方針についての協議・確認
- 四 CCUS の活用を通じた待遇改善の推進に向けた周知及び啓発
- 五 関係者の取組状況の情報共有及び意見の交換
- 六 その他前条の目的を達成するために必要な活動

(構成員)

第4条 協議会は、次に掲げる構成員をもって組織する。

- 一 学識経験者
 - 二 建設業者団体
 - 三 建設工事の発注者で構成する団体
 - 四 建設業に関する団体（第二号及び第三号に掲げるものを除く）
 - 五 厚生労働省
 - 六 国土交通省
 - 七 日本年金機構
 - 八 その他協議会が必要と認める者
- 2 前項第二号に掲げる構成員は、社会保険加入促進計画を作成し、協議会に提出する。
- 3 新たに構成員となろうとする者は、次条に規定する会長の承認を得て構成員とな

る。

(会長)

第5条 協議会に会長及び副会長5人以内を置く。

- 2 会長は、学識経験者の中から互選によって選出する。
- 3 会長は、協議会を代表し、運営を統括する。
- 4 会長は、副会長を指名し、副会長のうち1名を会長代行に指名することができる。
- 5 会長の任期は3年とする。ただし、再任は妨げない。

(副会長)

第6条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

- 2 副会長の任期は3年とする。ただし、再任は妨げない。

(協議会の招集)

第7条 協議会の招集は、会長が行う。

- 2 協議会は、年1回以上開催する。

(ワーキンググループ)

第8条 協議会の円滑な運営に資するため、協議会にワーキンググループを置く。

- 2 ワーキンググループは、第4条第1項に掲げる構成員のうち、会長が指定した者により組織する。
- 3 ワーキンググループは、必要があると認めるとときは、前項に掲げた者以外の者の出席を求めることができる。
- 4 ワーキンググループに関して必要な事項は、ワーキンググループにおいて定める。

(事務局)

第9条 協議会の事務は、国土交通省不動産・建設経済局建設振興課が行う。

(雑則)

第10条 本規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

- 2 本協議会開催に係る諸謝金等の支払いについては、第4条第1項第1号に掲げる者を除き行わない。

附 則

この規約は、平成24年5月29日より施行する。(平成29年5月8日、平成30年6月21日、令和3年3月19日、令和3年12月20日、令和7年6月12日一部改訂)



建設キャリアアップシステムの活用を通じて、社会保険加入の徹底、労務費及び法定福利費の確保、建退共の適正履行の確保をはじめとした技能者の更なる処遇改善を推進するため、「建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会」を設置。※「建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会」を発展的改組

構成団体等（合計106団体）

学識経験者

蟹澤 宏剛 芝浦工業大建築学部教授 ◎

建設業団体（82団体）

- (一財) 中小建設業住宅センター
- (一社) 建設産業専門団体連合会 ○
- (一社) 建築開口部協会
- (一社) 住宅生産団体連合会
- (一社) 消防施設工事協会
- (一社) 情報通信エンジニアリング協会
- (一社) 全国基礎工事業団体連合会
- (一社) 全国クレーン建設業協会
- (一社) 全国建行協
- (一社) 全国建設業協会 ○
- (一社) 東京建設業協会
- (一社) 全国建設産業団体連合会
- (一社) 全国コンクリート圧送事業団体連合会
- (一社) 全国建設室内工事業協会
- (一社) 全国タイル業協会
- (一社) 全国ダクト工業団体連合会
- (一社) 全国中小建設業協会
- (一社) 全国中小建設工事業団体連合会
- (一社) 全国鐵構工業協会
- (一社) 全国道路標識・標示業協会
- (一社) 全国特定法面保護協会
- (一社) 全国防水工事業協会
- (一社) 全日本瓦工事業連盟
- (一社) 鉄骨建設業協会
- (一社) 日本アンカー協会
- (一社) 日本ウェルポイント協会
- (一社) 日本ウレタン断熱協会
- (一社) 日本運動施設建設業協会
- (一社) 日本海上起重技術協会
- (一社) 日本型枠工事業協会
- (一社) 日本機械土工協会
- (一社) 日本基礎建設協会

- (一社) 日本橋梁建設協会
- (一社) 日本金属屋根協会
- (一社) 日本空調衛生工事業協会
- (一社) 日本グラウト協会
- (一社) 日本計装工業会
- (一社) 日本建設業経営協会
- (一社) 日本建設業連合会 ○
- (一社) 日本建設躯体工事業団体連合会
- (一社) 日本建設組合連合
- (一社) 日本建築板金協会
- (一社) 日本在来工法住宅協会
- (一社) 日本左官業組合連合会
- (一社) 日本サッシ協会
- (一社) 日本シヤッター・ドア協会
- (一社) 日本潜水協会
- (一社) 日本造園組合連合会
- (一社) 日本造園建設業協会
- (一社) 日本タイル煉瓦工事工業会
- (一社) 日本電設工業協会
- (一社) 日本道路建設業協会
- (一社) 日本塗装工業会
- (一社) 日本鳶工業連合会
- (一社) 日本トンネル専門工事業協会
- (一社) 日本内燃力発電設備協会
- (一社) 日本配管工事業団体連合会
- (一社) 日本保温保冷工業協会
- (一社) 日本屋外広告業団体連合会
- (一社) 日本冷凍空調設備工業連合会
- (一社) ビルディング・オートメーション協会
- (一社) プレストレスト・コンクリート建設業協会
- (一社) プレストレスト・コンクリート工事業協会
- (一社) フローリング協会
- (一社) マンション計画修繕施工協会

- (公財) 建設業適正取引推進機構
- (公社) 全国解体工事業団体連合会
- (公社) 全国鉄筋工事業協会
- (公社) 日本エクステリア建設業協会
- 全国圧接業協同組合連合会
- 全国板硝子工事協同組合連合会
- 全国管工事業協同組合連合会
- 全国建設業協同組合連合会
- 全国建設労働組合総連合 ○
- 全国建具組合連合会
- 全国ポンプ・圧送船協会
- 全国マスチック事業協同組合連合会
- 全日本板金工業組合連合会
- ダイヤモンド工事業協同組合
- 日本外壁仕上業協同組合連合会
- 日本建設インテリア事業協同組合連合会
- 日本室内装飾事業協同組合連合会

建設業関係団体（8団体）

- (一財) 建設業振興基金
- 建設業労働災害防止協会
- (公財) 建設業福祉共済団
- (公社) 全国ビルメンテナンス協会
- 全国社会保険労務士会連合会
- 独立行政法人勤労者退職金共済機構
- 日本行政書士会連合会
- 日本建設産業職員労働組合協議会

国土交通省

- 大臣官房会計課
- 大臣官房技術調査課
- 大臣官房官庁営繕部計画課
- 不動産・建設経済局建設業課
- 不動産・建設経済局建設振興課（事務局）

発注者団体（16団体）

- (一社) 全国住宅産業協会
- (一社) 日本ガス協会
- (一社) 日本経済団体連合会
- (一社) 日本建築士事務所協会連合会
- (一社) 日本自動車工業会
- (一社) 日本電機工業会
- (一社) 日本民営鉄道協会
- (一社) 不動産協会
- (一社) 不動産流通経営協会
- (公社) 全国宅地建物取引業協会連合会
- (公社) 全日本不動産協会
- (公社) 日本建築家協会
- (公社) 日本建築士会連合会
- (公社) 日本建築積算協会
- 電気事業連合会
- 日本商工会議所

オブザーバー（地方関係団体）

- 全国市長会
- 全国知事会
- 全国町村会

行政関係機関

- 厚生労働省
 - 労働基準局労働保険徴収課
 - 職業安定局雇用保険課
 - 職業安定局雇用開発企画課建設・港湾対策室
 - 雇用環境・均等局勤労者生活課
 - 保険局保険課全国健康保険協会管理室
 - 年金局事業管理課
 - 日本年金機構 厚生年金保険部
- ◎:会長 ○:副会長(4)

「労務費に関する基準」について

建設産業の役割

建設産業の役割

建設産業は、地域のインフラの整備やメンテナンス等の担い手であると同時に、地域経済・雇用を支え、災害時には、最前線で地域社会の安全・安心の確保を担う地域の守り手として、国民生活や社会経済を支える大きな役割を担う

【災害の応急対応】

東日本大震災

○(一社)仙台建設業協会 3月11日地震直後より避難所の緊急耐震診断等を実施。同日午後6時には若林区の道路啓開作業を開始



熊本地震

○(一社)熊本県建設業協会 地震直後より、熊本県との「大規模災害時の支援活動に関する協定」により支援活動を実施



【通行不能の交差点での応急工事】
(国道443号寺迫(益城町))



【道路啓開(倒木、崩壊土砂の撤去)】
(県道45号阿蘇講公園菊池線)

【インフラメンテナンスの必要性】

▼社会資本の老朽化による被害



【ミシシッピ川に係る高速道路橋の落橋事故(2007年米ミネソタ州)】
(出典: MN/DOT)

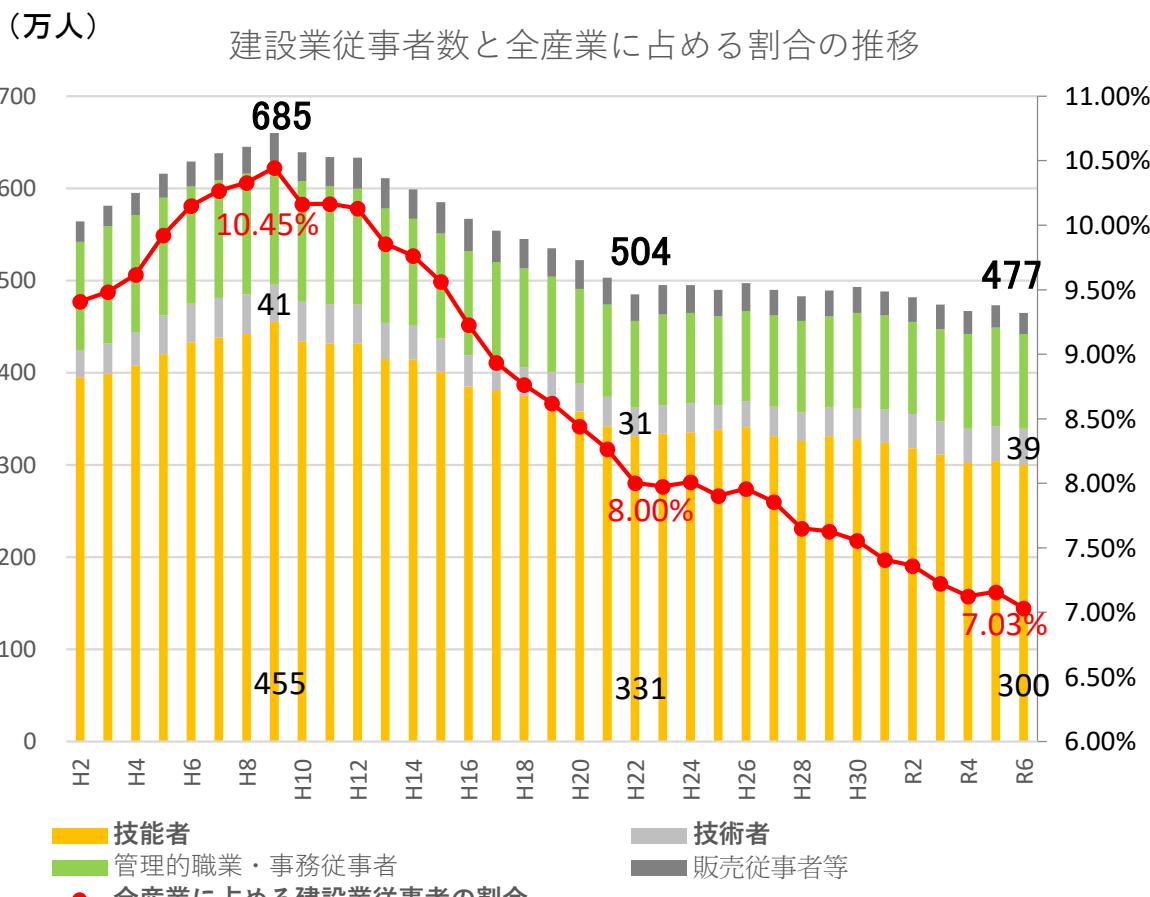


香川・徳島県境無名橋(鋼2径間単純トラス橋)の落橋(2007年)

技能者等の推移

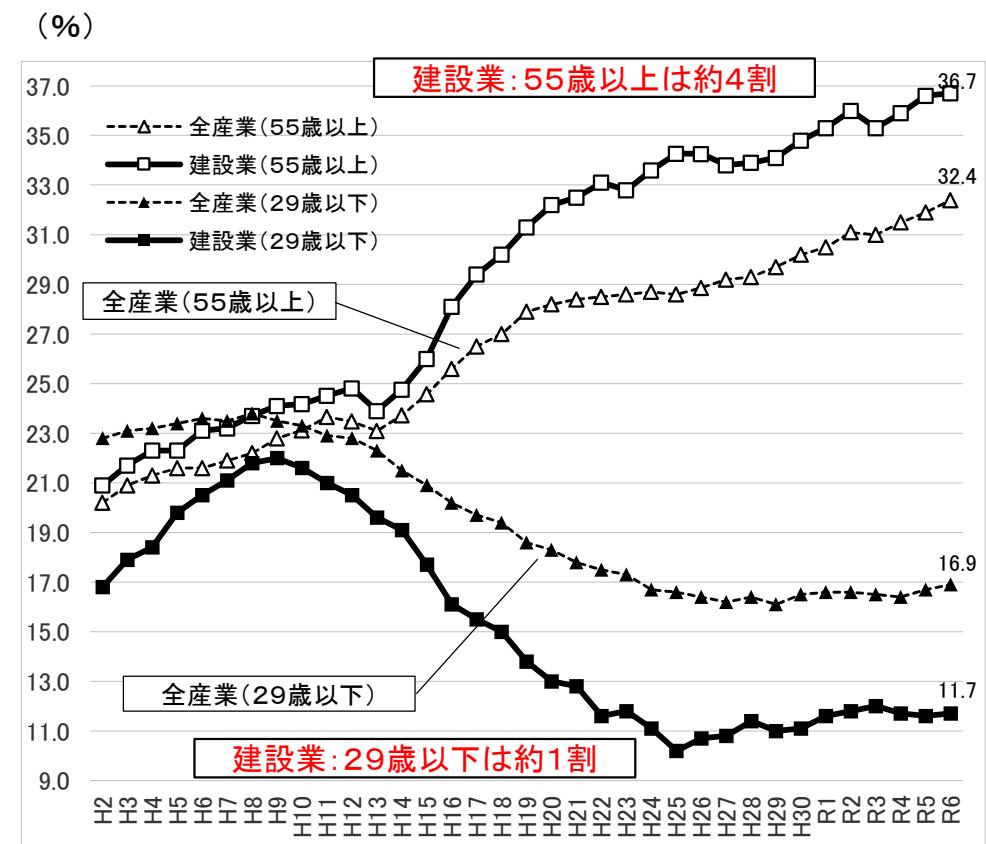
＜就業者数ピーク＞ ＜建設投資ボトム＞ ＜最新＞

- 建設業就業者: 685万人(H9) → 504万人(H22) → 477万人(R6)
- 技術者: 41万人(H9) → 31万人(H22) → 39万人(R6)
- 技能者: 455万人(H9) → 331万人(H22) → 300万人(R6)



建設業就業者の高齢化の進行

- 建設業就業者は、55歳以上が36.7%、29歳以下が11.7%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。



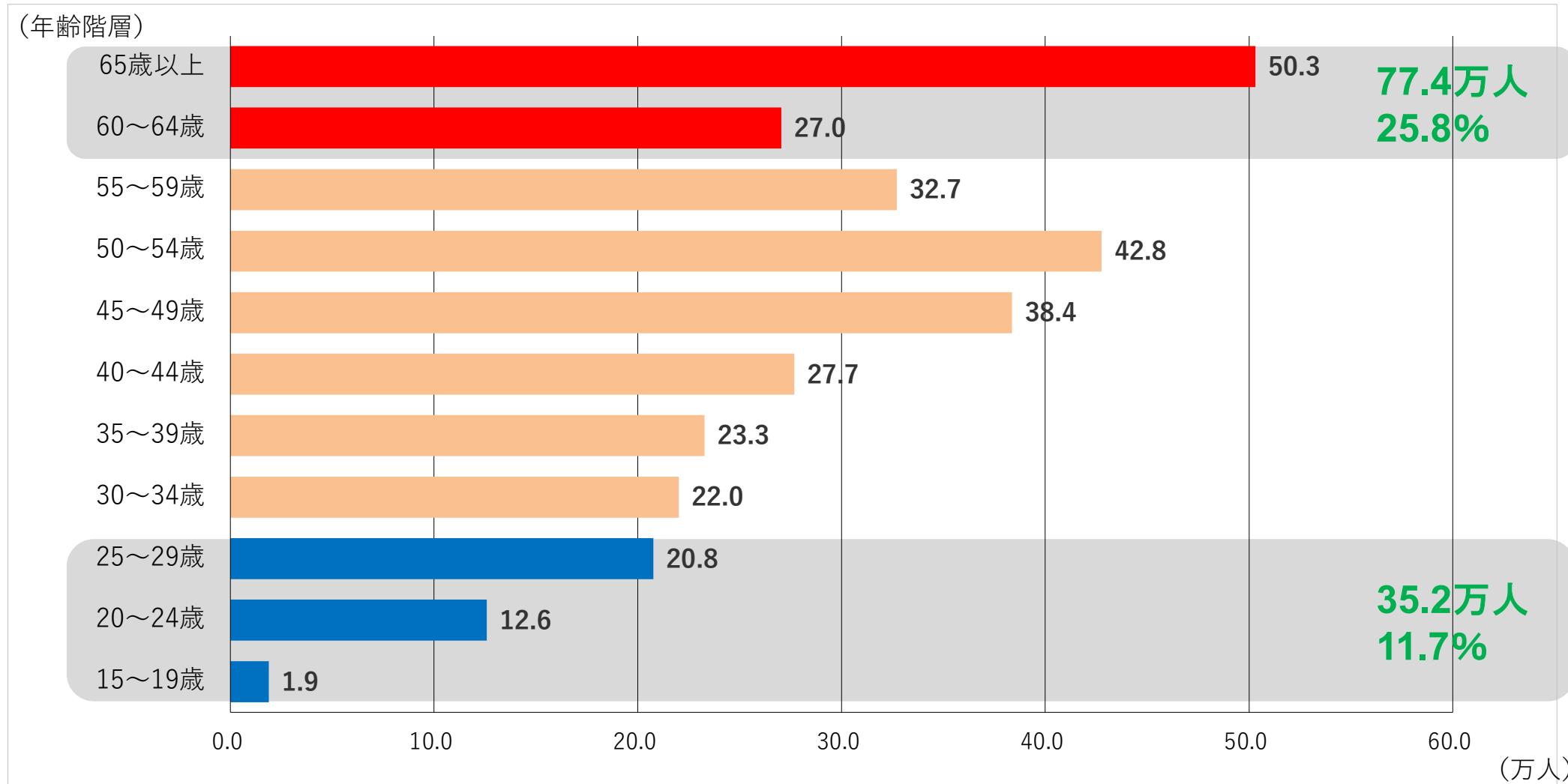
出典: 総務省「労働力調査」(暦年平均)をもとに国土交通省で作成※1

出典: 総務省「労働力調査」(暦年平均)をもとに国土交通省で作成※1※2

(※1 平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値 ※2 グラフ上の数値は、記載単位未満の位で四捨五入してあるため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない)

年齢階層別の建設技能者数

- 60歳以上の技能者は全体の約4分の1(25.8%)を占めており、10年後にはその大半が引退することが見込まれる。
- これからの建設業を支える29歳以下の割合は全体の約12%程度。若年入職者の確保・育成が喫緊の課題。



出典：総務省「労働力調査」(令和6年平均)をもとに国土交通省で作成※

(※ グラフ上の数値は、記載単位未満の位で四捨五入してあるため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない)

1. のまとめ

- 建設業の現場作業を担う技能者（職人）の数は一貫して減少傾向。また、技能者の高齢化・若年者層の割合減少も進行し、次世代への技術承継が大きな課題。
- 建設業は単なる民間ビジネスにとどまらず、「地域の守り手」として、国民生活や社会経済を支える大きな役割を担う存在。建設業の持続可能性の確保について、社会全体で考える必要がある。

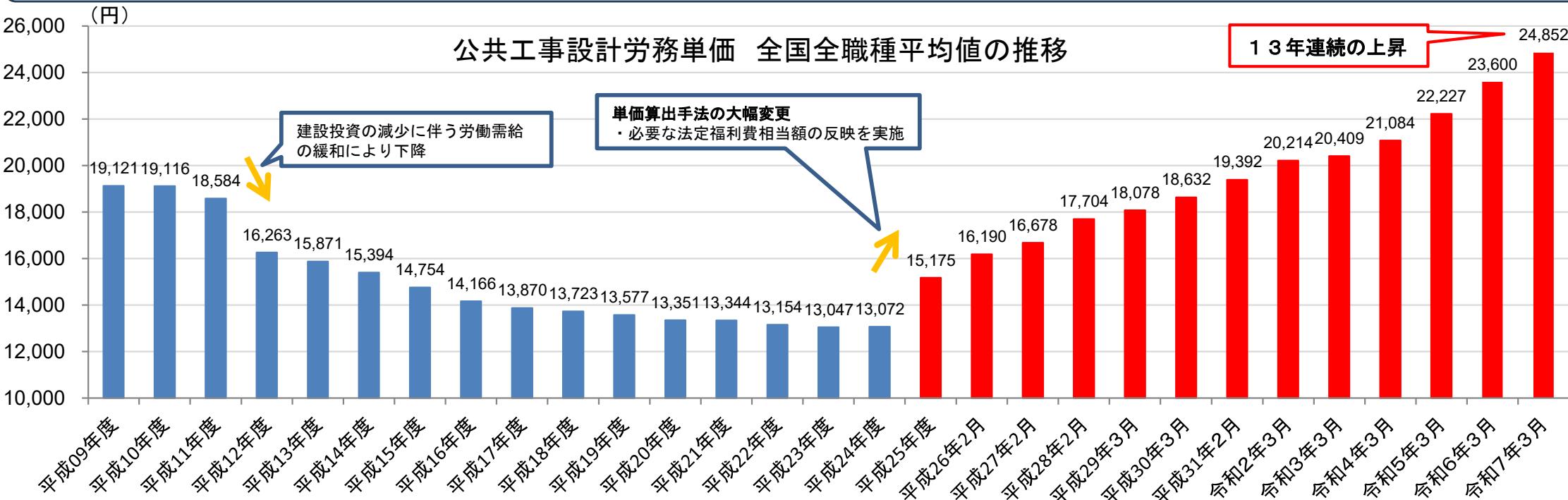
令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価について

単価設定のポイント

- (1) 最近の労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映し、47都道府県・51職種別に単価を設定
- (2) 時間外労働の上限規制に対応するために必要な費用を反映

全国

全職種 (24,852円) 令和6年3月比 ; +6.0% (平成24年度比 ; +85.8%)
 主要12職種 (23,237円) 令和6年3月比 ; +5.6% (平成24年度比 ; +85.6%)



参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	R04	R05	R06	R07	H24比
全職種	+15.1%	→ +7.1%	→ +4.2%	→ +4.9%	→ +3.4%	→ +2.8%	→ +3.3%	→ +2.5%	→ +1.2%	→ +2.5%	→ +5.2%	→ +5.9%	→ +6.0%	+85.8%
主要12職種	+15.3%	→ +6.9%	→ +3.1%	→ +6.7%	→ +2.6%	→ +2.8%	→ +3.7%	→ +2.3%	→ +1.0%	→ +3.0%	→ +5.0%	→ +6.2%	→ +5.6%	+85.6%

注1) 金額は加重平均値にて表示。平成31年までは平成25年度の標本数をもとにラスパイレス式で算出し、令和2年以降は令和2年度の標本数をもとにラスパイレス式で算出した。

注2) 平成18年度以前は、交通誘導警備員がA・Bに分かれていなかったため、交通誘導警備員A・Bを足した人数で加重平均した。

注3) 伸び率は単純平均値より算出した。

令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価について

ポイント

- (1) 最近の労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映し、47都道府県・51職種別に単価を設定
- (2) 時間外労働の上限規制への対応に必要な費用を反映

全国

全 職 種 (24,852円)

令和6年3月比；+6.0%

主要12職種* (23,237円)

令和6年3月比；+5.6%

*「主要12職種」は通常、公共工事において広く一般的に従事されている職種

主要12職種

職種	全国平均値	令和6年度比	職種	全国平均値	令和6年度比
特殊作業員	27,035円	+5.6%	運転手（一般）	24,605円	+5.4%
普通作業員	22,938円	+5.3%	型わく工	30,214円	+5.1%
軽作業員	18,137円	+6.8%	大工	29,019円	+6.3%
とび工	29,748円	+4.8%	左官	29,351円	+6.8%
鉄筋工	30,071円	+5.9%	交通誘導警備員A	17,931円	+5.7%
運転手（特殊）	28,092円	+5.0%	交通誘導警備員B	15,752円	+5.7%

注) 金額は加重平均値、伸率は単純平均値で算出

(参考)公共工事設計労務単価の概要

公共工事設計労務単価の概要

○性格: 公共工事の予定価格の積算用単価
(51職種、都道府県ごとに設定)

○法令: 予算決算及び会計令第80条第2項
「予定価格は、……取引の実例価格、…等を考慮して適正に定めなければならない。」

○改定: 毎年10月、国、都道府県、政令市等発注の公共工事に従事する建設労働者(約11万人)の賃金支払い実態を調査し、2月に単価を公表、3月に改定。

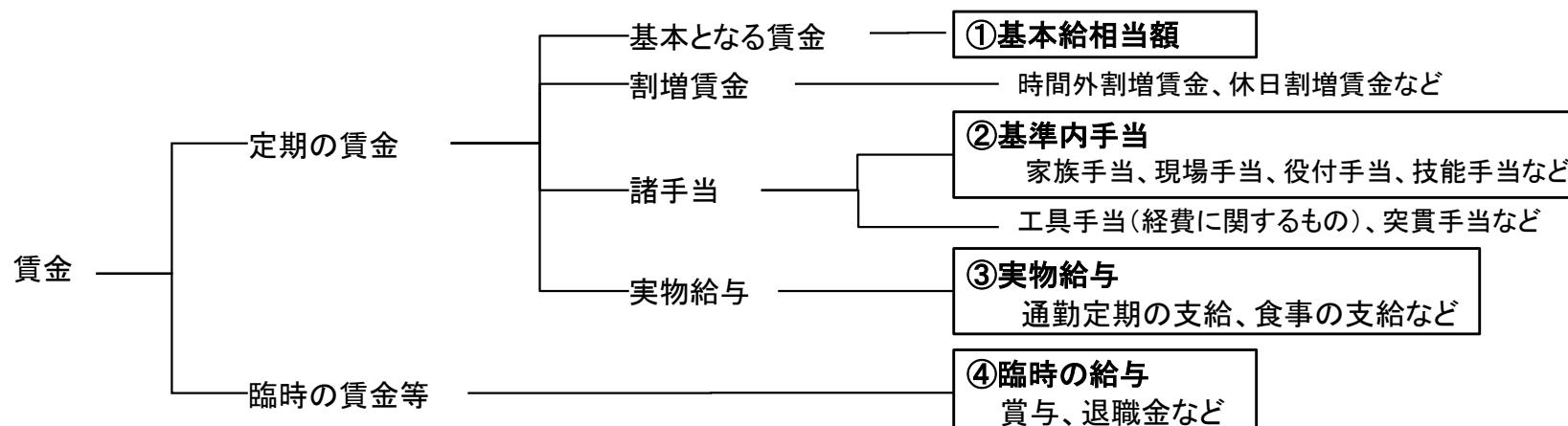
○留意事項:

- ・公共工事設計労務単価は、個々の契約(下請契約における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金)を拘束するものではない
- ・法定福利費(事業主負担分)や、労働者の雇用に伴う会社負担の諸経費(労働者の募集・解散に要する費用、作業用具・被服に要する費用、労働者の宿泊・送迎費等)は含まない。(これらは別途、間接工事費にて計上されている)
- ・時間外・休日・深夜の手当は含まない(必要に応じ発注者が別途積算)

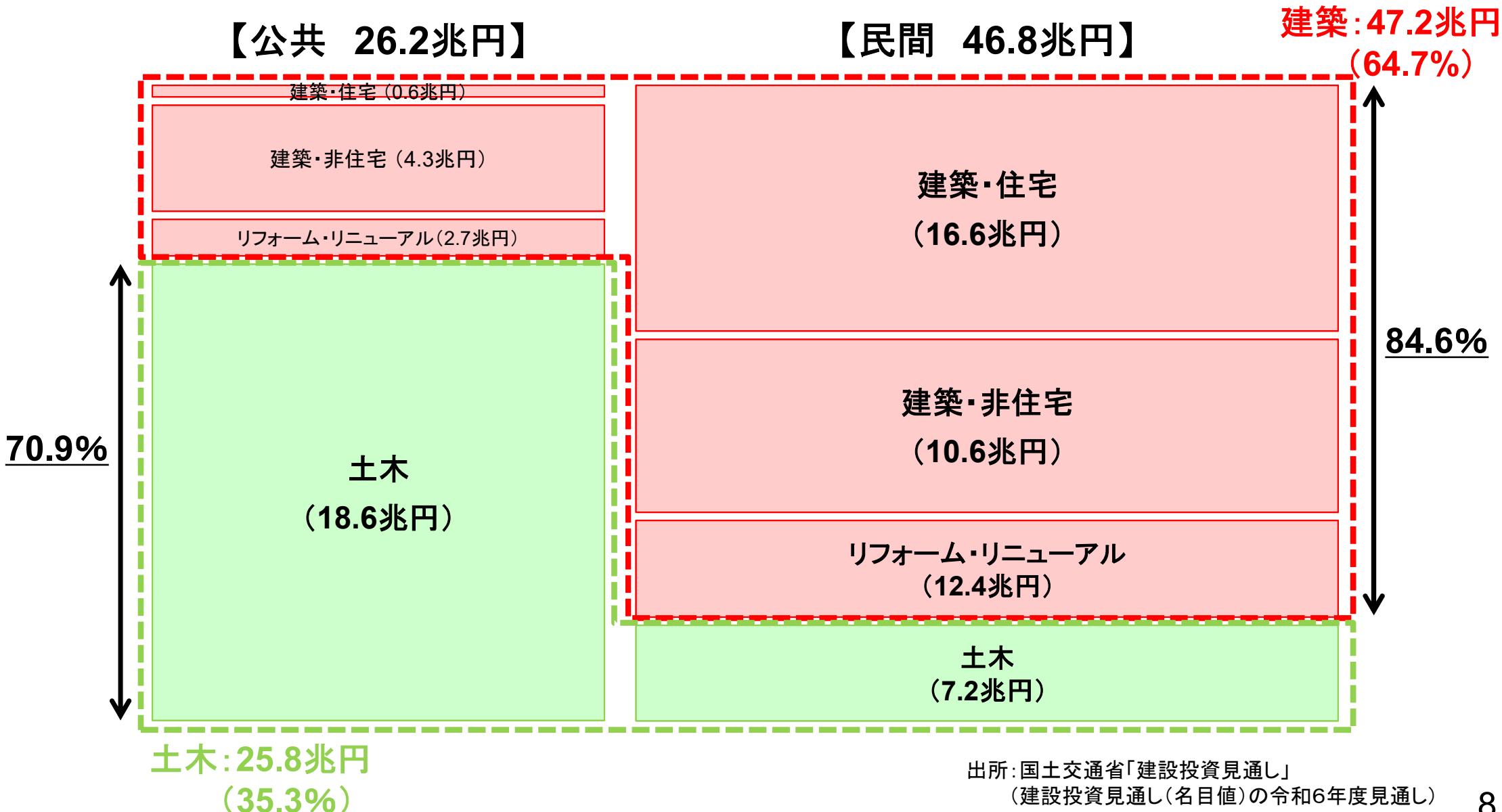
公共工事設計労務単価の構成

○ 予定価格では、1日8時間労働(時間外・休日労働なし)を前提として積算。

○ このため、設計労務単価は、支払い賃金から時間外割増賃金等を除いた上で、1日8時間労働に相当する額に換算し設定。(次の①~④)



- 建設投資市場においては、公共事業が約4割を占める。
- 公共工事は「土木」、民間工事は「建築」が太宗。



目的

技能者の処遇

「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格や現場就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積し、**技能・経験に応じた適切な処遇**につなげようとするもの

人材確保

技能者の**技能・経験に応じた処遇改善**を進めることで、①若い世代が**キャリアパスの見通しをもて**、②**技能者を雇用し育成する企業に人が集まる**建設業を目指す

生産性向上

また、社会保険加入の確認や施工体制の確認などの現場管理を効率化し、生産性向上を目指す

＜建設キャリアアップシステムの概要＞

技能者・事業者の事前登録

- 【技能者情報】
 ・本人情報
 ・保有資格
 ・社会保険加入 等



技能者にカードを交付

就業履歴の蓄積

- 工事情報を登録し、
 カードリーダーを設置



- 技能者が現場入場の際に
 カードタッチで履歴を蓄積



能力評価の実施

- 経験や資格に応じたレベル判定



経験・技能に応じた処遇

- レベルに応じた賃金支払い



指導者

登録基幹技能者

職長

中堅技能者

見習い

昇格評定

昇格評定

昇格評定

昇格評定

現場管理での活用

- 社会保険加入の確認、施工体制台帳の作成 など

- ◎建設キャリアアップシステム(CCUS)の能力評価に応じた**賃金の実態**を踏まえ、公共工事設計労務単価が賃金として行き渡った場合に考えられるレベル別年収を試算し、公表。
- ◎レベル別年収の試算の公表を通じて、技能者の経験に応じた待遇と、**若い世代がキャリアパスの見通し**を持つ産業を目指す。

※ 別途、中央建設業審議会・社会資本整備審議会 基本問題小委員会において、適切な労務費の確保等に関する制度改正についても検討

全 国 (公 表 3 2 分 野) (年収)

本資料に示す金額に法的拘束力はなく、支払いを義務付けるものではない。

レベル1 (下位～中位)	レベル2 (中位)	レベル3 (中位)	レベル4 (中位～上位)
3,740,000 ~ 5,010,000円	5,690,000円	6,280,000円	7,070,000 ~ 8,770,000円

「上位」は上位15%程度の賃金水準であり、最上値ではない。

分野別でのレベル別年収の試算例

能力評価分野	レベル4 (中位～上位)	能力評価分野	レベル4 (中位～上位)
電気工事	6,250,000円 ~ 7,690,000円	型 枠	7,080,000円 ~ 8,630,000円
建設塗装	7,030,000円 ~ 8,580,000円	配 管	6,120,000円 ~ 7,540,000円
左 官	6,760,000円 ~ 8,250,000円	と び	6,970,000円 ~ 8,510,000円
機械土工	7,120,000円 ~ 8,900,000円	建築大工	6,940,000円 ~ 8,470,000円
鉄 筋	6,960,000円 ~ 8,490,000円	土 工	6,790,000円 ~ 8,490,000円

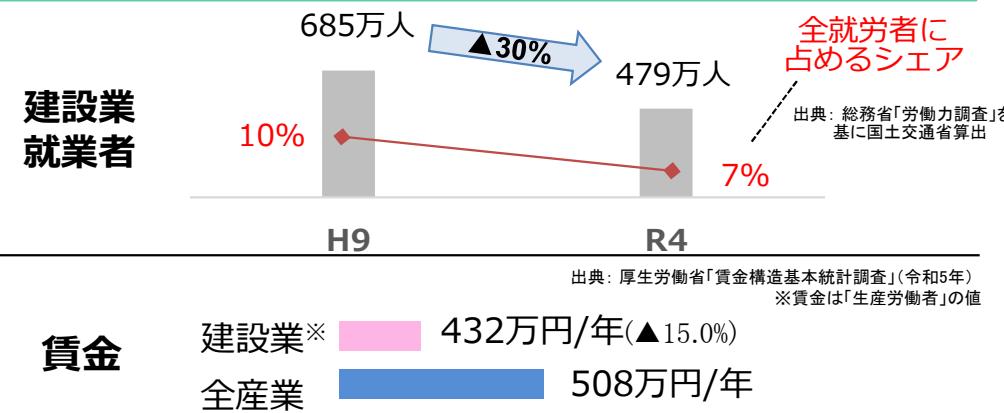
＜試算条件＞

- CCUSレベル別年収は、令和4年度公共事業労務費調査の結果をもとに、CCUSの能力評価分野・レベル別に分析して作成
- 労務費調査においてレベル評価されていない標本点も経験年数と資格を基にレベルを推定（レベル1相当：5年未満、レベル2相当：5年以上10年未満、レベル3相当：10年以上又は一級技能士、レベル4相当：登録基幹技能者）
- 労務費調査の各レベルの標本において、「上位」の値は上位15%程度、「中位」の値は平均、「下位」の値は下位15%程度の全国の年収相当として作成（必ずしも「上位」が都市部、「下位」が地方の年収相当を表すものではない）
- 「分野別でのレベル別年収の試算例」では、最新の国勢調査における技能者数が多い10分野を記載

2. のまとめ

- 新規入職者の参入を阻む要因の一つとして、建設業の技能者の賃金水準が、厳しい労働環境下にあるにもかかわらず、他産業比で低位にとどまっていることが存在。
- これまで、公共工事設計労務単価の引上げをはじめ、様々な取組によって、建設分野の賃金は着実に上昇しているが、民間工事に従事する事業者や下請業者も対象となる施策が必要。
- 技能・経験に応じた適切な待遇の実現に向け、CCUS（建設キャリアアップシステム）を使った技能者のレベル別評価・レベルに応じた待遇を進めることにより、建設業への入職を志す若い世代に対し、キャリアパスの見通しを示せる産業になることが必要。

技能者の処遇を巡る建設業界の現状

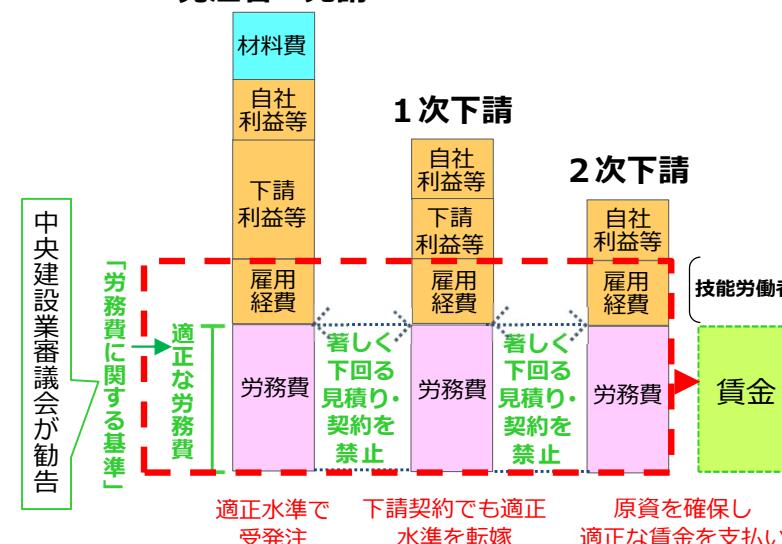


建設工事の請負契約に係る新たなルールの導入

- 労働者の知識、技能その他の能力の評価に基づく賃金支払等の処遇確保を建設業者に努力義務化(建設業法25条の27)。
- 中央建設業審議会が「労務費に関する基準」を作成(同法34条)し、請負契約における適正な労務費の水準を明確化。また、労務費等を内訳明示した「材料費等記載見積書」の作成を努力義務化(同法20条)。
- 併せて、基準を著しく下回る見積り・契約締結を禁止(同法20条、19条の3)し、違反した業者は指導・監督(同法28条)、発注者は勧告・公表(同法20条)の対象。
- これらにより、適正な労務費が、公共工事・民間工事にかかわらず、受発注者間、元請-下請間、下請間のすべての段階において確保され、技能者の賃金として支払われることを図る。

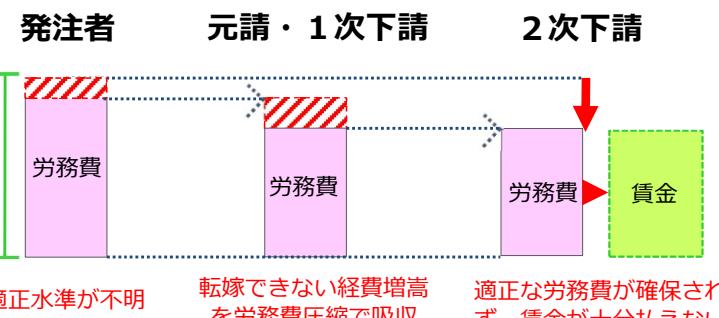
労務費確保のイメージ

発注者・元請



- 建設業の中長期的な担い手を確保するため、技能や屋外を中心とする厳しい労働環境に見合った賃金への引き上げ等の処遇改善が必要。
- 一方、建設工事の請負契約の特性(※)を背景として、重層下請構造の下、労務費(賃金の原資)は、技能者を雇用する下請業者まで適正に確保されていない。
- 建設業の特性に対応し、請負契約において適正な労務費を確保し、技能者に支払われるための新たなルールが必要。

(※)総価一式での契約慣行の中、労務費の相場が分かりづらい、材料費よりも削減が容易、技能者の処遇を考慮せず安価に請け負う業者が競争上有利 等



- 第三次・担い手 3 法により、中央建設業審議会において、新たに「労務費に関する基準」を作成・勧告することとされたことを踏まえ、本基準の作成及び実効性確保のための具体的な検討を行うため、同審議会にワーキンググループを設けて議論してきたところ。

委 員

(学識者等)

榎並 友理子 (日本アイ・ビー・エム(株)執行役員テクノロジー事業本部製統括本部長)
 恵羅 さとみ (法政大学社会学部准教授)
 大森 有理 (弁護士)
座長 小澤 一雅 (政策研究大学院大学教授)
 楠 茂樹 (筑波大学人文社会系教授)
 佐藤 あいさ (パシフィックコンサルタンツ(株)事務管理センター副センター長)
 西野 佐弥香 (京都大学大学院工学研究科准教授)
 長谷部 康幸 (全国建設労働組合総連合賃金対策部長)
 堀田 昌英 (東京大学大学院工学系研究科教授)
 前田 伸子 ((公社)日本建築積算協会専務理事)

(受注者側)

青木 富三雄 ((一社)住宅生産団体連合会環境部長 兼 建設安全部長)
 荒木 雷太 ((一社)岡山県建設業協会会長・(一社)全国建設業協会元副会長)
 岩田 正吾 ((一社)建設産業専門団体連合会会長)
 白石 一尚 ((一社)日本建設業連合会人材確保・育成部会長)
 土志田 領司 ((一社)全国中小建設業協会理事(前会長))

(発注者側)

佐々木 隆一 (三菱地所(株)企画調査部長・(一社)不動産協会企画委員会委員長)
 丸山 優子 ((株)山下 P M C 代表取締役社長)
 三宅 雅崇 (東京都財務局技術管理担当部長)
 渡辺 直 (松戸市建設部長)
 渡邊 美樹 ((独)都市再生機構本社監査室長)

※50音順・敬称略・
 令和 7 年 10 月 27 日現在

主な論点

○ 「労務費に関する基準」の作成について

- ・ 適正な労務費の水準
- ・ 職種分野別の「基準値」の定め方
- ・ 基準値の決定・公表と改定の手続き

○ 「労務費に関する基準」の実効性確保策について

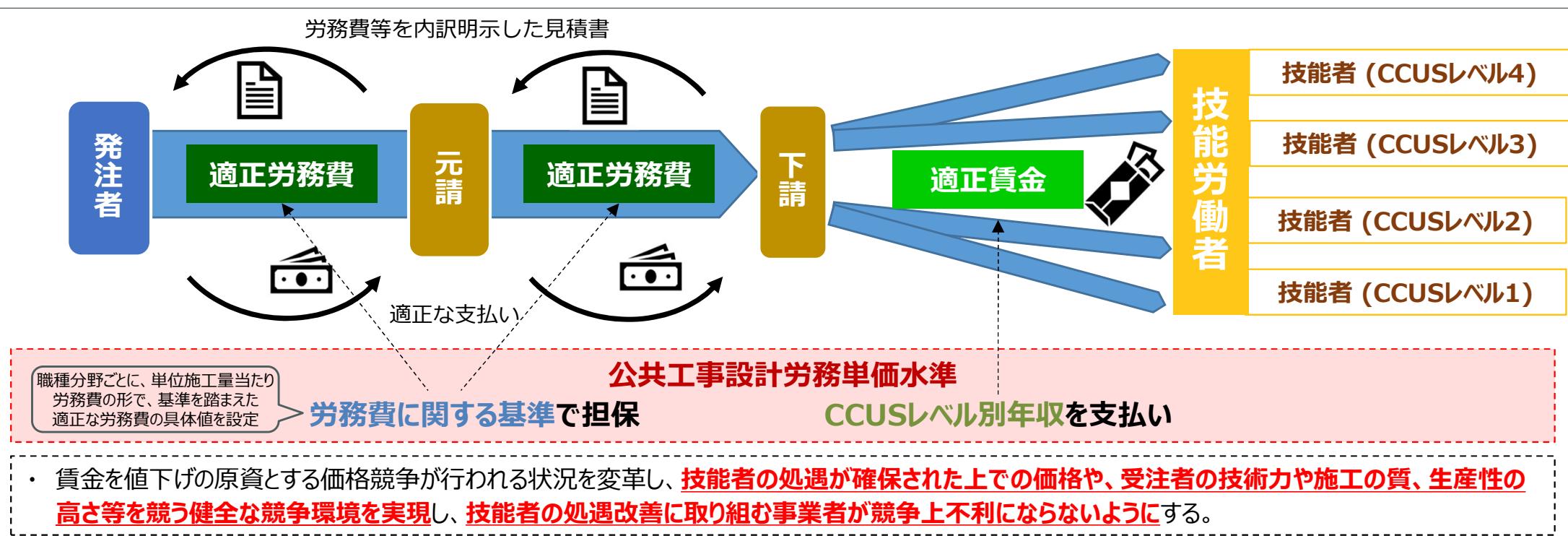
- ・ 契約段階における労務費確保に向けた取組
- ・ 労務費・賃金の支払段階における取組
- ・ 公共工事における上乗せの取組

開催状況

令和 6 年 9 月 10 日	第 1 回 WG 開催【済】	令和 7 年 5 月 8 日	第 7 回 WG 開催【済】
11 月 6 日	第 2 回 WG 開催【済】	6 月 3 日	第 8 回 WG 開催【済】
12 月 26 日	第 3 回 WG 開催【済】	8 月 6 日	第 9 回 WG 開催【済】
令和 7 年 2 月 26 日	第 4 回 WG 開催【済】	9 月 18 日	第 10 回 WG 開催【済】
3 月 5 日	第 5 回 WG 開催【済】	10 月 27 日	第 11 回 WG 開催【済】
3 月 26 日	第 6 回 WG 開催【済】		



「労務費に関する基準」により、公共工事・民間工事を問わず、下請取引を含めて適正な労務費（賃金の原資）を確保するとともに、「CCUSレベル別年収」による、個々の技能者の経験・技能に応じた適正な賃金の支払いを目指す。



実効性を確保

入口での取組（契約段階における実効性確保）

- ▶ **労務費・必要経費等を明示した見積書の商慣行化**による適正な労務費の確保
- ▶ **自主宣言制度（※）**による適切に技能者を処遇する事業者の見える化・優先選定 等

※改正建設業法の処遇改善に係る努力義務の実践、CCUSの活用、取引時における宣言企業の優先選定を行う事業者を見る化し、インセンティブを付与する制度

出口での取組（労務費・賃金の支払いの実効性確保）

- ▶ **CCUSレベル別年収**の支払いの推進
- ▶ 契約当事者による**コミットメント制度（※）の活用**を通じた適正な労務費・賃金支払いの確認 等

※請負契約において労務費・賃金の適正な支払に係る表明や情報開示への合意に関する条項を設け、注文者が受注者の労務費・賃金支払の状況等を確認できることとする制度

公共工事における上乗せの取組（公共発注者による実効性確保）

- ▶ 労務費ダンピング調査の実施

総労働時間を把握するための取組の実施 等

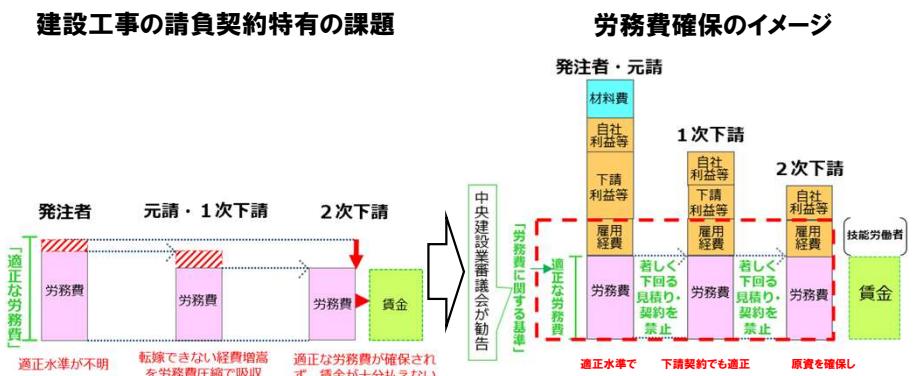
労務費に関する基準の基本的考え方

- 「労務費に関する基準」は、技能者の処遇改善により建設業を持続可能なものとするため、「通常必要と認められる労務費（＝適正な労務費）」を示すことにより、適正な労務費（賃金の原資）が、公共工事・民間工事にかかわらず、受発注者間、元請-下請間、下請間の全ての取引段階の請負契約において確保され、技能者に適正な賃金が支払われることを目指すものである。

「労務費に関する基準」の位置づけ

- 公共工事・民間工事を問わず、契約当事者間での価格交渉時に参考できる、「建設工事を施工するために通常必要と認められる労務費」（＝適正な労務費）の相場観として作成。
- 個別の契約において確保されるべき労務費は個々の現場ごとに異なるため、受注者は見積り時（公共工事であれば入札時）に、本基準の考え方方に沿って適正に労務費等を見積り、価格交渉・決定することが必要。
- 本基準の考え方方に比して、著しく低い労務費等による受注者からの見積り、注文者からの見積り変更依頼、総価での原価割れ契約について、行政が指導・監督を行う際の参考指標としても活用。

建設工事の請負契約特有の課題



「建設工事を施工するために通常必要と認められる労務費（＝適正な労務費）」の考え方

- 技能者の賃金水準について、まずは早急に公共工事設計労務単価水準並とし、他産業並以上への処遇改善を実現することを目指す。
- この水準の賃金支払いに必要な原資を、公共工事・民間工事を通じて確保するため、「適正な労務費」を公共工事設計労務単価を計算の基礎とした水準とする。

（高い技能を持つ技能者が施工する必要がある場合等においては、受注者側が労務単価を割り増して見積り、価格交渉により必要な労務費を確保。）

通常必要と認められる労務費 ＝適正な労務費

$$= \text{設計労務単価} \times \text{労働時間}$$

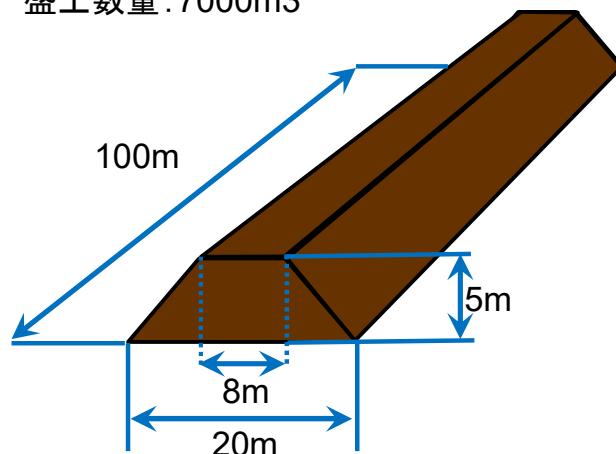
$$= \text{設計労務単価} \times \text{歩掛} \times \text{数量}$$

- 労務単価については、設計労務単価を下回る水準を設定しないこと、歩掛については、当該工事の施工条件・作業内容等に照らして、受注者として責任を持って施工できる水準を計算して設定することが必要。
- 個々の請負契約における適正な労務費確保の円滑化のため、別途、国土交通省が、職種分野別に、標準的な作業内容・施工条件等を前提とした場合の、本基準を踏まえた適正な労務費の具体値を、「労務単価×歩掛」の「単位施工量当たり労務費」の形で「基準値」として公表。

- 歩掛は単位量当たりの作業を行う際に必要な労力
- 単位量の作業を行う場合には、単価表に記載されている労力が必要になる

例えば、ある作業…築堤盛土

盛土数量: 7000m³



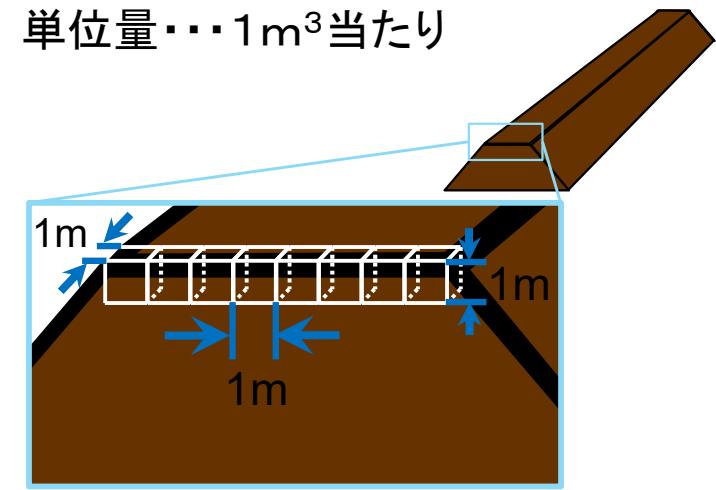
とある施工班…

- ブルドーザ(湿地、7t級) 1台
- 振動ローラ(土工用、11~12t) 1台
- 運転手(特殊) 2人
- 普通作業員 1人

で一班を編成して施工する



単位量…1m³当たり



必要な
労力を
考えると

工事名	鰐川改良工事 (当初)			工種区分	河川工事
単価表○-○	築堤盛土(幅4.0m以上、施工数量10,000m ³ 未満、障害無し)			1m ³ 当たり	単価表
種別	細別	規格	単位	数量	
労務費	運転手(特殊)		人	0.0054	
	普通作業員	7t級ブルドーザ(賃料)	人	0.0027	
材料費	軽油		L	0.5730	
機械費	ブルドーザ	湿地 7t級	日	0.0027	
	振動ローラ	土工用 質量11~12t	日	0.0027	
諸雑費	まるめ		式	1	
築堤盛土(幅4.0m以上、施工数量10,000m ³ 未満、障害無し)の日当たり施工量			m ³ /日	370	

× 370(1日当たり
施工できる数量)
すると…

数量	数量
2人	38人
1人	19人
212 L	4,028 L
1日	19日
1日	19日

この作業を1日
行う際に必要な
労力が分かる

この工事で必要
なトータルの
労力が分かる

労務費に関する基準を踏まえた「基準値」の公表

- 価格交渉における、本基準に沿った適正な労務費の確保をより円滑に進めるため、国土交通省において、職種分野別に、本基準を踏まえた適正な労務費の具体値を、トンあたり、平米あたり等の「単位施工量当たり労務費」の形で「基準値」として公表。
 - 基準値は、各専門工事業団体・元請団体・国土交通省による「職種別意見交換会」等を経て決定。
 - 基準値は、標準的な作業内容・施工条件等を前提とした場合の値とし、個別の請負契約においては、受注者が現場ごとに本基準を踏まえて労務費等を適正に見積ること、注文者がそれを尊重することが必要。
- ※基準値の定めのない職種分野においても、本基準の基本的考え方による「適正な労務費」を確保する必要性に変わりはない。

基準値のフォーマット

※建築工事の原則パターン

工事の種類		対象工事		「労務費の基準値」の前提となる標準的な規格・仕様		
標準的な規格・仕様		□□□			歩掛と設計労務単価から算出した「労務費の基準値」	
条件		××の種類 △△△			算出根拠 (内訳)	
労務費の基準値(例)		1,754(円/m ²)(例)			日当たり作業量 (参考値) (m ² /人・日)	
内訳		職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/m ²)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 ×設計労務単価 (円/m ²)	
		●●工	0.05	30,000	1,500.00	
		■■作業員	0.01	25,400	254.00	
合計					16.67 m ² /人・日 =1÷0.06 人・日/m ²	
設計労務単価：令和〇年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による 労務歩掛：△△△△による (内訳の職種も同資料に沿ったもので計算過程を示したもの) 「日当たり作業量（参考値）」は、職種を問わず、「施工単位当たり歩掛」の合計の逆数から算出した参考値である。						
【代表的な歩掛の作業内容】 □□□における製作・加工・組立・設置・撤去、×××の設置、△△△の作業						
【条件】 ・条件は以下の通り。 ××の種類：××× △△の種類：△△△ ・◆◆◆◆が必要な場合は別途計上する。						
【留意点】 ・主な作業内容としては、上記条件における□□□における製作・加工・組立・設置・撤去、×××の設置、△△△の作業を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。 ……(例えば、作業に当たっての制約要件（作業場所の広さ等）など【条件】を補足する内容を記載することを想定)を基本とする						
なお、上記条件と異なる場合には、個々の建設工事の実態に即して、適切な補正を行う必要がある。						

基準値（案）の例

職種分野	基準値	適用条件等
鉄筋工事 (建築)	71,472円/t	代表的な歩掛の作業内容： 建築構造物等の鉄筋の工場加工 及び現場組立、コンクリート打設時 における合番 条件： RCラーメン構造、階高3.5~4.0m 程度、形状単純 等
型枠工事 (建築)	5,291円/m ³	代表的な歩掛の作業内容： 建築構造物等の合板型枠の加工 及び組立、コンクリート打設時の合 番、型枠点検及び保守、型枠の取 外し 条件： 普通型枠合板、ラーメン構造・地上 軸部、階高3.5~4.0m程度 等

※職種分野別に代表的な基準値（東京都の例）を示す

※基準値は個別の請負契約においてそのまま適用できるものではなく、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、具体的な作業内容や施工条件等を踏まえ、基準値を補正して労務費を算出する必要がある。

上記、鉄筋、型枠のほか、左官、潜かん、橋梁、造園等の職種分野において基準値の作成に向け調整中

職種別意見交換会の実施状況

- 令和6年11月以降、型枠、鉄筋、住宅分野から意見交換を開始し、これまで**計25の職種別意見交換会を実施**。
- 職種別意見交換会では、各業界の実情に応じた「**労務費の基準値**」の示し方や、これに当たっての留意点、実効性の確保について議論。**意見交換を踏まえ、現在、14の職種について「労務費の基準値(案)」を、「労務費の基準に関するWG」に提示**。※令和7年10月末時点
- 第11回WGまでに案を提示した基準値については、改正法の全面施行までの公表を基本とし、引き続き調整中の職種から検討を進めつつ、その他の職種についても業界団体からの意向を踏まえて順次対応。

開催した職種別意見交換と構成員

※記載順は、職種は開催順・団体名は五十音順

凡例

○: 第11回WGまでに案を提示 ●: 調整中

(全職種共通)建設産業専門団体連合会、全国建設業協会、 全国中小建設業協会、日本建設業連合会		板金・ 屋根ふき	全日本瓦工事業連盟、日本金属屋根協会、 日本建築板金協会
型枠	○: 日本国枠工事業協会	解体	●: 全国解体工事業団体連合会
鉄筋	○: 全国圧接業協同組合連合会、全国鉄筋工事業協会	鉄骨	○: 鉄骨建設業協会
住宅分野	○: 住宅生産団体連合会、全国建設労働組合総連合、 全国工務店協会、全国住宅産業地域活性化協議会	トンネル	●: 日本推進技術協会、日本トンネル専門工事業協会
左官	○: 日本左官業組合連合会	防水	●: 全国防水工事業協会
電工	○: 全日本電気工事業工業組合連合会、日本計装工業会、 日本電設工業協会	潜かん	○: 日本圧気技術協会
塗装	●: 日本塗装工業会	さく岩	●: 日本発破・破碎協会
とび	○: 日本建設躯体工事業団体連合会、日本鳶工業連合会	切断穿孔	○: ダイヤモンド工事業協同組合
内装	○: 全国建設室内工事業協会、全日本畳事業協同組合、 日本建設インテリア事業協同組合連合会、 日本室内装飾事業協同組合連合会、日本畳産業協会	タイル・ サッシ・ ガラス	●: 建築開口部協会、全国板硝子工事協同組合連合会、 全国板硝子商工協同組合連合会、全国タイル業協会、 日本サッシ協会、日本タイル煉瓦工事工業会
空調衛生	○: 全国管工事業協同組合連合会、全国ダクト工業団体連合会、 日本空調衛生工事業協会、日本計装工業会、日本配管工事業団体連合会 日本保温保冷工業協会、日本冷凍空調設備工業連合会	エクステリア	●: 日本エクステリア建設業協会
土工	○: 全国圧入協会、全国基礎工事業団体連合会、 全国クレーン建設業協会、全国コンクリート圧送事業団体連合会、 全国特定法面保護協会、日本アンカー協会、日本ウェルポイント協会、 日本機械土工協会、日本基礎建設協会、日本グラウト協会、 日本建設あと施工アンカー協会、日本建設躯体工事業団体連合会	橋梁	●: 日本橋梁建設協会、日本橋梁・鋼構造物塗装技術協会、 プレストレス・コンクリート建設業協会、 プレストレス・コンクリート工事業協会
		警備	○: 全国警備業協会
		造園	○: 日本造園組合連合会、日本造園建設業協会
		上下水道	○: 全国管工事業協同組合連合会、日本管路更生工法品質確保協会
		土間	○: 日本左官業組合連合会、日本土間業組合連合会

5. のまとめ

- 「労務費に関する基準」は、あくまで適正な労務費の水準の目安であり、基準値として示される額そのものを個別の請負契約に当てはめるためのものではない。
- 個別の請負契約においては、個別の施工条件や作業内容等を踏まえ、「作業に 対応する公共工事設計労務単価（円/人日（8時間））」に「歩掛（人日/単位施工量）」と「施工数量」を乗じて労務費を算出する。
- 価格交渉を円滑に進める観点から、別途職種分野別に「労務費の基準値」も作成するが、具体的な施工条件や作業内容等を踏まえ、基準値を補正して労務費を算出すべきものである。
- 「請負」契約として、歩掛よく（生産性高く）施工できる会社は競争上有利になるが、技能者の賃金（労務単価）を削って価格競争を行うことは許されず、建設Gメンの指導の対象となりうる。
- 高い技能を持つ技能者が施工する場合などにおいては、受注側が労務単価を公共工事設計労務単価水準から割り増して見積もり、注文者と価格交渉することが可能。
- 公共工事設計労務単価には経費は含まれないため、法定福利費（事業主負担分）や安全衛生経費等は必要額が別途計上される必要がある。

契約段階における適正な労務費等の確保を図るための実効性確保策

中長期的に目指すべき将来像

契約段階（入口）において適正な労務費を確保

- 受注者が、個別契約に即し、自社の歩掛を基に算出した労務費や必要経費を明示した見積りを作成。注文者は、当該見積りを尊重。
- 両当事者が対等な立場における合意に基づいて公正な契約を書面で締結。信義に従って誠実にこれを履行。

- 適正に労務費・賃金を支払う優良事業者が市場で選択される環境を整備。
- 建設Gメンの調査を踏まえ、ダンピングによる価格低下と生産性向上による価格低下を見分けた上で、許可行政庁が指導・監督等。

実効性確保策

労務費に関する基準を活用した見積・契約をガイドする「運用方針」を提示

必要経費の取扱い明確化

- ・労務費の確保にあたり、労働者の処遇に必要な他の経費へのしわ寄せを防ぐことが必要。
→これまで、通常必要と認められる原価として適正な確保を求めてきた経費（**法定福利費の事業主負担分、安全衛生経費、建退共掛金**）を、見積書における内訳明示の対象として位置づけ、著しく低い額での見積り等を禁止。
→基準値の公表時「雇用に伴う必要経費」を含んだ額を参考値として公表

労務費等を内訳明示した見積書の作成・普及に向けた取組

- ・中小事業者や一人親方など、従前見積書提出慣行がない者も含め、労務費等を内訳明示した見積書（材料費等記載見積書）の作成による適正労務費の確保が必要。
→国土交通省において、**専門工事業者向けに労務費等を内訳明示した見積書の様式例及びその記載要領（「書き方ガイド」）を提示。**
→各業種別の専門工事業団体において、労務費等の内訳明示に対応した標準見積書の作成・利用を促進。

自主宣言制度の導入

- ・適正な労務費を確保し、適正な賃金等を支払う優良事業者が競争上評価され、不利にならないような仕組みの構築が必要。
→改正建設業法の処遇改善に係る努力義務の実践、建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用、取引時における宣言企業の優先選定を行う事業者向けに**「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」を創設し、HP掲載・経審加点等のインセンティブを付与。**

建設Gメンによる調査等の実施

- ・著しく低い労務費等による見積りを行う事業者に対し、許可行政庁が適切にペナルティを課すことが必要。
→材料費等記載見積書について一定期間の保存を義務付け。「駆け込みホットライン」等により広く端緒情報を収集し、**ダンピングの疑いある契約を効果的に抽出。**
→**材料費等記載見積書について、受注者が提出した当初版と最終版の差額等を比較し、ダンピングが起きていないか、その原因者や要因、違法性の疑いを確認。**

労務費・賃金の適正な支払いに係る実効性確保策

中長期的に目指すべき将来像

- 建設業者は、技能者と適切に雇用契約を結び、能力についての公正な評価に基づく適正な賃金として、CCUSレベル別年収の支払いを目指すこと。

- 行政、契約当事者等が役割を分担しながら、デジタル技術を活用した簡易・任意の確認システムも活用し、技能者への適正な賃金支払いを確認すること。

- 処遇改善を通じて担い手の確保・育成に努める事業者の受注力が向上すること。

支払い段階(出口)において適正な労務費・賃金を確保

実効性確保策

CCUSレベル別年収支払いの促進

- 技能者の処遇改善に向け、技能者の技能・経験に応じた設計労務単価水準の適正な賃金支払いを進めることが必要。
 - CCUSレベル別年収について、目標値と標準値の2つの水準の値を設定。
 - 適正な賃金として目標値の支払いを推奨すると共に、標準値を下回る支払い状況の事業者については、請負契約において労務費のダンピングの恐れがないか重点的に確認。

コミットメント制度の導入

- 適正な労務費・賃金支払いを受注者のみに委ねるのでなく、個々の取引について契約当事者間でも適正な労務費・賃金支払いの状況等を確認できる仕組みを構築することが必要。
 - 請負契約において労務費・賃金の適正な支払いに係る表明や情報開示への合意に関する条項(総称して「コミットメント制度」とする)を標準請負契約款に導入
 - 任意の制度としつつ、活用を推奨する。

技能者通報制度の導入

- 適正な労務費・賃金支払いを受注者のみに委ねるのでなく、賃金を受け取る技能者からも確保できる仕組みを構築することが必要。
 - デジタル技術を活用した技能者からの賃金に係る情報提供制度を導入。
 - 通報については、建設Gメンが雇用主となる建設業者の取引状況について詳細調査を実施する端緒情報として活用。

国土交通省による悪質事業者の公表

- 労務費や賃金の支払いにおいて悪質な態様が認められる事業者が市場で選択されない環境を整備することが必要。
 - 建設Gメン等による調査の結果、労務費や賃金の支払いにおいて悪質な態様が認められる事業者の見える化を実施。

公共工事における上乗せの実効性確保策

- 公共工事の特性を踏まえ、適正な労務費の確保に際し、公共工事の受発注者においては、公金支出の適切性の担保・健全な競争環境の実現と公共工事の品質確保のための担い手確保について、一定の役割を果たすことが必要

中長期的に目指すべき将来像

契約段階（入口）において
適正な労務費を確保

- 公共工事の適正な施工が通常見込まれないダンピング契約の締結を防止するとともに、不正行為を排除すること。

支払い段階（出口）において
適正な労務費・賃金を確保

- 行政、契約当事者等が役割を分担しながら、技能者への適正な賃金支払いを確認すること。
- 公共工事の発注者において、受注者の協力のもと、労務費・賃金の支払い状況、労働時間等の把握に努めること。

実効性確保策

入札金額内訳書における労務費等の内訳明示を義務化

- ・応札者は、労務費の基準を参考としつつ、自らの歩掛に即した労務費を算出し、それを明示した入札金額内訳書の提出が必要。

公共発注者による労務費ダンピング調査の実施

- ・公共発注者は、労務費の適正性を確認するため「**労務費ダンピング調査**」を実施するなど、現行のダンピング対策を強化することが必要。

コミットメント制度の導入（再掲）

- ・適正な労務費・賃金支払いを受注者のみに委ねるのでなく、個々の取引について契約当事者間でも適正な労務費・賃金支払いの状況等を確認できる仕組みを構築することが必要。
→請負契約において労務費・賃金の適正な支払いに係る表明や情報開示への合意に関する条項（総称して「**コミットメント制度**」とする）を標準請負契約約款に導入
→任意の制度としつつ、活用を推奨する。

賃金・労働時間等の実態調査の実施と活用方法の検討

- ・公共工事において、当該工事における総労働時間を把握し、公共工事設計労務単価と当該総労働時間から計算される「**支払われるべき労務費**」と「**実際に支払われた労務費**」の比較を国土交通省直轄工事にて試行的に実施し、その実施方法や比較結果を用いた適切な事業者選定の方法を検討。

6. のまとめ

- 労務費に関する基準制度の実効性を確保するため、「契約段階での適正な労務費の確保（入口の実効性確保）」「労務費・賃金の適正な支払いの担保（出口の実効性確保）」の2つの側面から実効性確保策を別途講じることとされている。
- 「入口の実効性確保」のポイントは、まず受注者に労務費・必要経費を内訳明示した見積書を作っていただくこと。その上で、注文者はその見積書を尊重していただくこと。
- 「出口の実効性確保」のポイントは、技能者を雇用する建設業者が、技能者と適切に雇用契約を結び、「CCUSレベル別年収」に応じた適正な賃金を支払うこと。また、その支払いを会社任せにせず、契約当事者・技能者など、さまざまな角度から担保すること。
- あわせて、公共工事については、その受発注者の役割を踏まえ、より上乗せでの対応を行うこととしている。

- 公的役割を担う建設業を持続可能な産業とするため、技能者の賃金を原資とした低価格競争をしている現状が、労務費に関する基準制度により、生産性の高さと、技能者の待遇を確保した上での価格による健全な競争に変わるようにしていきたい。
- 建設業者は、
 - ・ 労働者に払う賃金の原資は競争の対象にしない、という認識を持っていただきたい。
(※生産性向上により短い時間・少ない人数で施工する試みは歓迎される)
 - ・そのため、総価一式ではなく、労務費等を内訳明示した見積書での価格交渉、自主宣言を行う取引先の優先選定など、新たな商習慣を定着させていただきたい。
 - ・将来の担い手確保・若者入職促進に向け、建設業の厳しい労働環境と、CCUSレベルに応じた適正な賃金を払っていただきたい。このため、レベル判定受検などCCUSの一層の活用拡大をお願いしたい。
- 発注者も、
 - ・持続的な安定発注という発注者利益を念頭に、安ければいいという認識ではなく、パートナーシップを持っていただきて、労務費をしっかり支払っていただきたい。
(見積書に記載された労務費・必要経費を値切る行為は建設業法違反となりうる。)
 - ・特に、公共発注者をはじめ、反復継続して工事を発注する主体においては、コミットメントの活用など、発注者としてできる取組の実践をご検討いただきたい。

労務費等を内訳明示した見積書の 作成・普及に向けた取組について

労務費とあわせて確保すべき「必要経費」の取扱い明確化

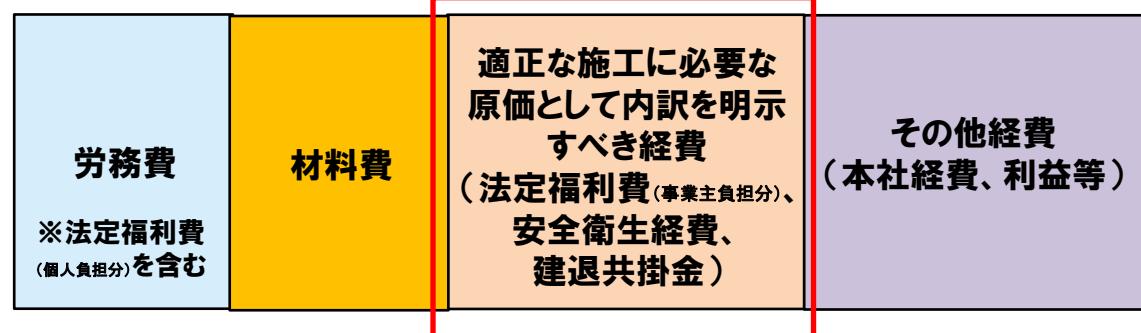
改正建設業法第20条に基づき見積書で内訳明示すべき必要経費の範囲について

○技能者の総合的な処遇を確保するためには、請負契約において、労務費（賃金の原資）だけでなく、一定の範囲の必要経費についても確保されることが必要。

○この際、建設業法における「通常必要と認められる原価」として適正な確保を求めてきた経費（**法定福利費、安全衛生経費、建退共掛金**）について、材料費・労務費と同様に内訳明示の対象とし、適正額を著しく下回る見積り・見積り変更依頼を禁止。**労務費確保に伴うしわ寄せをまずもって防ぐ。**

○また、上記の費目以外にも、事業主は雇用に伴う必要経費を負担しており、賃金をはじめとする労働者の適切な処遇に必要な費用を原資とした価格競争が行われることのないよう、契約当事者間で、その負担について十分に協議することが必要である。

＜工事価格の構成イメージ＞



法定福利費 (事業主負担分)

○これまで、建設業者に対し、「標準見積書」の活用などにより、法定福利費が明示された見積書の提出と、その尊重を要請

○法定福利費は、関係法令に基づき義務的に負担する経費であり、必要経費として確保する必要

安全衛生経費

○これまで、建設業者に対し「安全衛生対策項目の確認表」や「標準見積書」の活用などにより、その適切な確保を要請

○安全衛生経費は、労働安全衛生法に基づく労働災害防止対策等を実施するための経費であり、必要経費として確保する必要

建退共掛金

(見積もる者が証紙又はポイントを購入する場合)

○これまで、受注者が建設業退職金共済制度の加入事業者である場合は、公共工事、民間工事の別を問わず、工事の施工に直接従事する建設労働者に係る必要経費として、適正な確保を要請

○建退共掛金は、中退共法に基づき建退共制度加入事業者（又は証紙一括購入を受託する元請）が負担する経費であり、必要経費として確保する必要

※ 建退共制度関係事務については、できる限り、元請が受託するようお願いしているところであり、その運用を変更することを意図するものではない

- 労務費に関する基準の勧告とあわせ、国土交通省において、本基準に基づく価格交渉時の留意点等の詳細を整理した「『労務費に関する基準』の運用方針」を提示。
- 本基準において位置づけられた適正な労務費が請負契約において適切に確保されるよう、労務費等を内訳明示した見積書の提出・尊重等の、「基準」「運用方針」等に沿った新たな商習慣の定着を図る。

運用方針の構成

○「労務費に関する基準」に基づく取引について、計71の運用方針を提示

① 基準に関する基本的な考え方・取扱い（方針1～15）

- ・「通常必要と認められる労務費（基準値）」と異なる額での見積りの取扱いについて
- ・精算を行うことによる考え方について 等

② 受注者の対応（方針16～24）

- ・受注者が、再下請負先からあらかじめ見積りを取らずに、注文者に対して見積書を提出する場合の取扱いについて 等

③ 注文者の対応（方針25～35）

- ・注文者側から様式を指定して見積りを求める場合について 等

④ 発注者-元請（総合工事業者）間の見積り・契約における対応（方針36～56）

- ・民間発注者として、どのように建設工事の予算を決めるべきか
- ・発注者は見積期間をどのように確保すべきか
- ・元請（総合工事業者）が発注者に提出する見積書についても、労務費の内訳明示をしなければならないのか。等

⑤ コミットメント制度における取扱い（方針57～71）

- ・コミットメント制度のメリットについて 等

○専門工事業者向けに労務費・必要経費等を内訳明示した見積書の様式例（詳細版・簡易版）及びその記載要領（「書き方ガイド」）を提示

⇒見積書様式例については、各専門工事職種の取引の事情に応じ、専門工事業団体においてアレンジして活用可能




【専門工事業者向け】建設工事の見積書様式例

徹底 書き方ガイド

↓運用方針はコチラのページから↓



「労務費に関する基準ポータルサイト」



① 基準に関する基本的な考え方・取扱い（方針1～15）

方針2 建設業法第19条の3における「通常必要と認められる原価」の労務費と基準の関係について

建設業法第19条の3違反の取引であるかについて、直接工事費の労務費部分については本基準において示される「通常必要と認められる労務費」も参考として判断されることとなる。

方針4 「通常必要と認められる労務費（基準値）」と異なる額での見積りの取扱いについて（総論）

本基準が示す「通常必要と認められる労務費（適正な労務費、基準値）」は標準的な施工条件等を前提として設定されるものであり、個々の現場ごとの施工条件や、個社の能力を踏まえて、労務費を適切に計算する必要がある…基準値のない職種分野についても、個々の現場ごとの施工条件や、個社の能力を踏まえた材料費等記載見積書の作成などにより…本基準の基本的な考え方を沿った「適正な労務費」を確保する必要性に変わりはない。

【例】ある職種について、適正值（基準値）が15万円の場合

※各数値は考え方を示すための仮定のもの

$$150,000\text{円/t} = \underline{30,000\text{円/人日}} \times \underline{5\text{人日/t}}$$

適正值（基準値）

公共工事設計労務単価の値

標準的な歩掛の値

個々の工事での見積り・契約…受注者が適正值よりも低く見積もる場合



$$60,000\text{円/t} = \underline{30,000\text{円/人日}} \times \underline{2\text{人日/t}}$$

➢ 機械導入等で生産性を上げる（歩掛をよくする）ことで労務費を削減することは認められる。

➢ ただし、実際にその歩掛で施工できる理由について、注文者や建設Gメンに対して説明できることが必要であり、無根拠に歩掛を割り引いて見積りをすることは「著しく低い労務費での見積り」として建設業法違反となるおそれがある。



$$60,000\text{円/t} = \underline{12,000\text{円/人日}} \times \underline{5\text{人日/t}}$$

➢ 労務単価部分を著しく引き下げることで、労務費を削減することは「著しく低い労務費での見積り」として建設業法違反となる。

① 基準に関する基本的な考え方・取扱い（方針1～15）

方針9 見積書の保存について

基準に基づく新ルールの下、受注者、注文者による労務費等のダンピングが行われていないかを建設Gメン・許可行政庁が円滑に確認するため、契約当事者（建設業者）は、契約締結に際して見積書が取り交わされた場合には、当初見積書（契約締結の前提となる設計図書等が整った後、受注者が注文者に対し初めて作成・提出する見積書をいう。）及び最終見積書（契約内容の明細を示す見積書をいう。）について、自らが当事者となった建設工事の請負契約書又はその写しと同様に、当該建設工事の目的物の引渡しから10年間保存

方針10 精算を行うことに係る考え方について

基準に基づく新たなルールの下においても、建設工事の請負契約としての性質は変わらない。従って、受注者において、契約時に見込んだ労務費と実際の完工までに要した労務費に差分が生じた場合であっても、これに伴う損益は受注側に帰属するものであり、基本的にその差分の精算が想定されるものではない。一方で、契約後に注文者都合により、設計図書の変更・詳細化が行われるなど見積条件が変更になった場合や、施工対象物の増減等の注文者都合による契約の前提となる事実の内容変更が生じた場合には、当事者の協議により、契約変更及び請負代金額の変更が行われるべきものである。また、契約当事者双方の責めに帰さない労務費の変動等の事情が生じた場合には、契約当事者間での変更協議がなされることが期待される。

方針15 技能者を一人親方化することについて

今般の建設業法改正によって設けられた雇用する技能者への適正な賃金支払い等の建設業者に対する努力義務や、建設業者に対する各種規制の適用の回避を目的とした「一人親方化」、受注単位の細分化等による「許可不要事業者化」についても、新たな商慣行の定着を阻害するものである。一人親方との契約形式が請負契約であっても、当該一人親方の働き方の実態が労働者にあてはまる場合、偽装請負として職業安定法等の労働関係法令に抵触するおそれがあることから、…当該一人親方への注文者は、適切に雇用契約を締結し、労働関係法令等の各種法令を遵守することが必要である。

② 受注者の対応（方針16～24）

方針16 受注者が、下請負先からあらかじめ見積りを取らずに、注文者に対して見積書を提出する場合の取扱いについて

受注者が、注文者との契約締結段階において、下請負先からあらかじめ見積りを取らずに注文者に見積書を提出する場合、工事受注後（労務費分も含めて請負金額確定後）に、事前に見積りをとっていないかった下請負先から、注文者側が想定していたよりも多額の労務費を請求されたとしても、受注者は自らが負担して適正金額を下請負先に支払うことを原則とする。

方針17 受注者側から、いわゆる「お得意様価格」や、閑散期における値引き等により安価に見積ることの取扱いについて

受注者が、特定の発注者との関係構築や、閑散期における受注等を目的として、総価として通常より安価な契約をすること自体は否定されないが、このような値引きの原資は受注者の利潤相当額の範囲から充てられる必要があり、下請先に対しては、あくまで材料費、労務費等について適正に支払うことが必要である。

方針22 労務費等を内訳明示した見積書の作成慣行がない中小事業者がとるべき行動について

自社の技能者に支払うべき賃金の総額や、その確保に係る労務費を事業主が把握することは、技能者の処遇の改善に当たって重要であり、これまで材料費等記載見積書の作成習慣のなかった事業者においても、国土交通省が示す見積書の様式例、業界団体等が提供する標準見積書等の見積書作成支援ツールを活用すること等により、労務費、必要経費を適切に盛り込んだ見積書を作成する能力を高めることが求められる。なお、注文者が提示する発注書等による受注を行う場合であっても同様に、自社として必要となる労務費を把握し、必要額が確保されるよう注文者と交渉することが重要である。

③ 注文者の対応（方針25～35）

方針26 適正な見積期間の確保について

注文者は、建設業者が見積りをするために必要な政令で定める最低限の見積期間を確保する必要がある。今回の改正において、見積りの重要性が高まるところであり、注文者においては、この最低限の期間に関わらず、受注予定者に対し、あらかじめ、契約の内容となるべき重要な事項を提示し、適正な見積期間を設け、見積落し等の問題が生じないよう検討する期間を確保し、受注予定者が請負代金の額の計算その他請負契約の締結に関する判断を行うことが可能となるよう配慮することが求められる。

方針27 注文者から受注者に対し、労務単価・歩掛を明示した見積書を提出することを求めるについて

注文者として、材料費等記載見積書の交付を請求する際に、労務費について労務単価・歩掛を明示することを求めるることは差し支えなく、また、請負契約において適正な労務費を図る観点から推奨される。

方針28 注文者側から様式を指定して見積りを求める場合について

受注者側が労務費、必要経費を内訳明示した見積書の提出を妨げる様式を使用することや、受注者が指定様式と別様にて提出した労務費等を内訳明示した見積書を無視し、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結することを強要することは禁止される

方針29 注文者側が、請負金額（労務費額）を提示して受注者を募集することについて

受発注者間の契約締結段階において、受注者が見積書を提出するのではなく、注文者が受注者に発注書（注文書）を送付する等の形式により、注文者が請負代金額（労務費額）を指定して、その提示額で請け負う者のみと契約する場合、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結することを強要することは禁止されていることに特に留意が必要である。また、建設業者である注文者が請負金額を指定して受注者を募集する場合には、改正法第20条第2項の趣旨を踏まえ、注文者は、前提となる工期や施工条件を明示するとともに、労務費額を指定する際には、根拠となる労務単価及び歩掛を明示することが求められる。

③ 注文者の対応（方針25～35）

方針30 注文者が基準を下回る水準の労務費での見積書を受け取った場合取るべきアクションについて

注文者が基準を下回る水準の労務費での見積書を受け取った場合、受注者の行為は法違反の見積り又は法違反のダンピング受注に該当する恐れがあることを踏まえ、注文者又はそのような見積り・契約を把握した者は、まず受注者に意図を確認した上で、不適正であると考えられる場合には「駆け込みホットライン」等に通報することなどが期待される。（注文者に具体的な作為義務が生じるものではない）

方針32 注文者側による受注者の見積りを踏まえた価格交渉について

注文者側において、受注者側が提出した見積書が予算に合わないと判断した場合に、見積書を提出した者と契約しないことは差し支えない。ただし、注文者が他の者と契約しようとするときに、自己の取引上の地位を不正に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結することは禁止されていることに留意が必要である。

方針33 注文者側が相見積りを取る場合の選定について

注文者側が複数の相見積りを取る場合、特に賃金をはじめとする労働者の適切な待遇に必要な費用を原資とした価格競争が行われることのないよう、留意する必要がある。注文者においては、「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」に基づく自主宣言を行った者の優先選定を行うこと、総価としてより安価な額の見積書を提出した者を選定する場合においても、労務費等が適正に見積もられているかを確認し、労務費等の額が通常必要と認められる額を著しく下回る場合には選定しないこと等が期待される。

④発注者-元請（総合工事業者）間の見積り・契約における対応（方針36～56）

方針39 民間（個人）発注者として、どのように建設工事の予算を決めるべきか

個人発注者を含む建設工事の注文者においては、発注する工事の内容及び注文者としての予算と、それに対して建設業者が提出した材料費等記載見積書の内容との間に齟齬が生じた場合には、当該材料費等記載見積書の内容を尊重して事業内容及び予算を決定していく必要がある。注文者において複数の相見積りを取る場合において、材料費等記載見積書の請求を行うなどしつつ（法第20条第4項）、特に労務費を原資とした不適切な価格競争が行われないよう、サプライチェーン全体で商習慣の定着を図っていくことが必要である。その上で、注文者側において、受注者側が提出した見積書が予算に合わないと判断した場合には、契約しないこと自体は差し支えない。

方針44 発注者として独自に賃金調査を行った上で、労務費について公共工事設計労務単価より低い水準で予定価格を積算して発注した場合、建設業法違反になるのか

発注者が予定価格（予算）を作成する場合において、労務費の積算に際し、独自に行った賃金調査を元にする等の独自の方式を採用することは、直ちに建設業法違反となる訳ではないが、労務費の積算については本基準を踏まえた適正な労務費が請負契約において確保されるような方法で行うことが望ましい。また、この際、受注しようとする建設業者から設計労務単価水準の材料費等記載見積書が提出されたにもかかわらず、発注者の予算の水準に合わせるよう、当該建設業者に対して見積変更依頼をした場合には、建設業法違反となる可能性がある。更に、総価での原価割れ契約に該当することとなる場合についても同様である。

方針47 発注者との契約段階において一次下請が材料費等記載見積書を作成しない、又は二次以下の下請から見積りを徴収せずに材料費等記載見積書を提出してきた場合、元請としてどのように対応する必要があるのか

今回の改正法の趣旨を踏まえ、技能者を雇用している下請業者や、一人親方が適正な賃金原資（労務費）を確保し、建設技能者の賃上げに繋げていくためには、これらの下請業者等から必要な労務費等を内訳明示した見積書が提出されることが望ましい。発注者との契約段階において一次下請が材料費等記載見積書を作成しない、又は二次以下の下請から見積りを徴収せずに材料費等記載見積書を提出してきた場合でも、元請としては、一次下請に対して労務費等の内訳明示した材料費等記載見積書の提出を求めることが、当該下請負人が二次以下の下請に再下請負契約をする際に、労務費等の内訳明示を求める働きかけることが期待される。

④発注者-元請（総合工事業者）間の見積り・契約における対応（方針36～56）

方針51 見積書の保存について

総合工事業者が発注者に提出する見積書についても労務費等の必要経費を内訳明示に努める必要がある。この場合において、請負代金総価の内訳としての労務費が内訳明示されていれば足りるが、発注者との価格交渉において、必要な労務費を確保する観点から、各工種・工程ごとに内訳明示をすることも差し支えない

方針53 精算を行うことに係る考え方について

改正法に基づく労務費、必要経費の内訳明示は、受注側から適正な労務費等を確保できるようにすることが目的である。この点、受発注者間での価格交渉において、労務費等を内訳明示して確保する必要がある場合には、個人発注者相手であっても労務費等を内訳明示することが望ましい。また、例えば歩掛情報が受注者として秘匿性の高い情報である場合等、歩掛の明示が困難な場合においては、適正な水準の労務費総額を建設業法第20条に基づく労務費の内訳明示として見積りで明記するという手法が考えられるが、この場合においても、元請は許可行政庁に対して当該労務費が適正な水準であることを説明できることが必要であり、根拠なく効率の良い歩掛を用いることで「著しく低い労務費での見積り」を行った場合は建設業法違反となるおそれがある。

「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」について

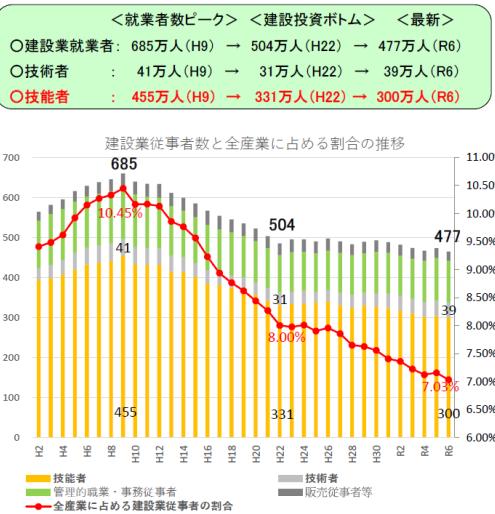
建設技能者を大切にする企業の自主宣言とは

制度目的

建設業への技能者の減少が続く中、技能者を大切にし、処遇改善に積極的に取り組もうとする事業者がその旨を宣言することにより就業者に選ばれることなどにより、処遇改善の取組が持続的に行われることとなる枠組みを作ることを目的としている。

制度背景

技能者等の推移



建設業は国民生活や社会経済活動を支える極めて重要な役割を担っている。

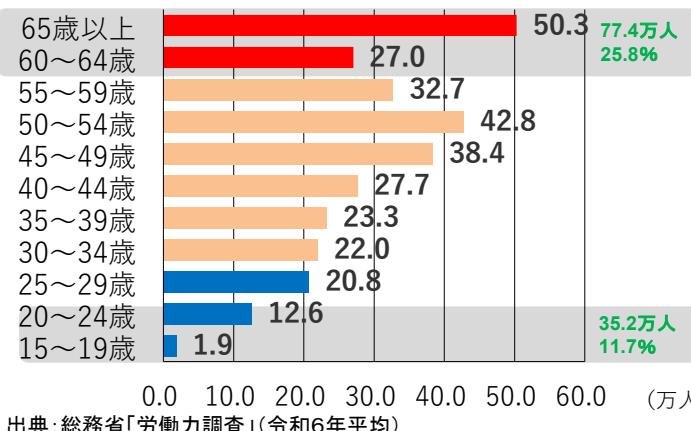
一方、人口減少や厳しい就労条件を背景として就業者の減少や高齢化、特に技能者の減少が続いており、建設業がその重要な役割を将来にわたって果たし続けられるよう取組を強化することが急務となっている。

こうした状況を踏まえ、国土交通省においては、令和6年7月に「建設キャリアアップシステム利用拡大に向けた3か年計画」を策定し、改正建設業法に基づく取組とCCUSを活用した取組を一体として、技能者の処遇改善を図る方向性を示した。

この方向性に沿って処遇改善に取り組む企業が評価され、サプライチェーン全体で処遇改善に取り組むようになるための枠組みとして、「建設技能者を大切にする企業の自主宣言」が創設された。

建設技能者の高齢化

年齢階層別の建設技能者数



4週8休(週休2日)を確保できない労働環境

建設業における平均的な休日の取得状況



参加することの効果

宣言企業は、シンボルマークを使用可能とし、企業一覧をHPで公表。また、宣言企業に対して、経営事項審査における加点等のインセンティブを講じることを検討を行っている。これらを通じて

- ・建設技能者を大切にし、処遇改善に積極的に取り組もうとする事業者として評価され、就業者に選ばれる。
- ・事業活動に必要な就業者を安定的に確保
- ・発注者からエンドユーザーに至るまでサプライチェーンの中で適切に評価される。

自主宣言への参加の流れ

01 自主宣言の立場の選択

自主宣言は以下の立場で行うことができます。

①元請事業者、②下請事業者、③発注者との立場で宣言を行うか選択してください。

02 必須項目の検討

宣言する立場により必須項目内容が異なりますので、立場に応じた検討をお願いいたします。

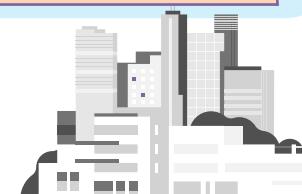
「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」の必須項目（一部抜粋）

元請事業者	下請事業者	発注者
労務費確保・賃金支払い等のための取組 ・技能者の適切な処遇を確保するための取組を行うこと 等	労務費確保・賃金支払い等のための取組 ・技能者の適切な処遇を確保するための取組を行うこと 等	労務費確保・賃金支払い等のための取組 ・元請事業者から提出される労務費、材料費等の内訳が明示された見積書の内容を考慮・尊重すること
CCUS の活用 ・全ての現場において、CCUSを利用する全ての技能者が就業履歴を蓄積するよう、必要な環境整備や履歴蓄積の促進に取り組むこと。 等	CCUS の活用 ・雇用する全ての技能者について、詳細型の技能者登録を行うこと	
宣言企業との取引優先 ・取引先の選定に当たり、宣言を行っていることを考慮すること。	宣言企業との取引優先 ・取引先の選定に当たり、宣言を行っていることを考慮すること。	宣言企業との取引優先 ・取引先の選定に当たり、宣言を行っていることを考慮すること。

※自主宣言への詳しい参加方法等については、ポータルサイトをご参照ください。

○申請ポータルサイト: <https://jishusengen.mlit.go.jp>

令和7年12月12日（金）より申請受け受け開始（それまではHPは稼働していません）



建設技能者を大切にする企業の自主宣言Q & A

Q1. 1社で元請事業者・下請事業者・発注者の宣言すべて申請することは可能か。

A1. いずれか1つの立場で宣言することとなり、重複することはできません。

Q2. 申請してから、宣言ができるまで期間はどの程度かかるのか？

A2. 1か月程度を見込んでいます。

Q3. 宣言内容は申請時点で全て実行している必要があるか？

A3. 申請時点で実行まで至っている必要はありません。ただし、1年内に取組を開始している必要があり、宣言内に取組開始日として記載いただきます。

Q4. 自主宣言のメリットは何か。

A4. 建設技能者への取組を国土交通省HPで公表します。また、シンボルマークを使用することに取組をアピール可能です。

Q5. 宣言内容はどのように公表されるのか。

A5. 自主宣言のHP(国土交通省HP)に宣言文とともに掲載されます。

Q6. 宣言に有効期限はあるのか。

A6. 申請日の翌月を起算日として2年経過後の最初の12月末までとなります。

ご参考

「コミットメント制度」について

コミットメント制度の概要

- 「コミットメント制度」とは、受注者が注文者に対し、適正な賃金や労務費を、雇用する技能者や直接の下請事業者に支払うこと等を約するとともに、必要に応じて注文者がその支払いに関する書類等の提出を求めることができる規定
- 「労務費に関する基準」において、その実効性確保策として、契約当事者によるコミットメント制度の活用を通じた労務費・賃金の適正な支払の担保の取組が位置づけられた

◆労務費に関する基準(抄)

第3章 本基準の実効性を確保するための施策

(3) 支払段階において適正な水準の労務費・賃金を確保するための取組

②コミットメント制度を通じた適正な支払いの担保

・労務費・賃金の適正な支払に係る表明や情報開示への合意に関する条項(総称して「コミットメント制度」という)を

標準請負契約約款に導入するとともに、サプライチェーン全体の個々の取引における活用を推奨することにより、

契約当事者間において適正な水準の労務費・賃金支払いの状況等を確認できる仕組みを構築することが適切である。

コミットメント条項の内容（建設工事標準請負契約約款）

- 建設工事標準請負契約約款(公共・民間(甲・乙)・下請全て)にコミットメント条項を追加
発注者・元請間については公共約款もしくは民間(甲・乙)約款において、元請・一次下請間以降の下請については下請約款において規定
- コミットメント条項の内容
 - ・適正な賃金をその雇用する技能者に支払うこと
 - ・労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を直接下請契約を締結する者に支払うものとすること
 - ・コミットメント条項の導入範囲について(選択条項)
 - ・賃金及び労務費支払いに関する情報開示の規定
技能者への賃金支払に関する情報開示に当たっては、適正な賃金を支払った旨の誓約書を、下請事業者への労務費支払いに関する情報開示に当たっては、下請契約書の該当部分の写しを提出することを想定
- コミットメント条項の導入範囲:コミットメント条項を導入する場合、契約当事者が任意で選べる選択条項の形で規定
労務費の行き渡りの観点からAを基本としつつ、Bも選択可能とすることにより導入可能な範囲での活用を推奨
 - A:導入範囲を契約当事者間に限定せず、予め一次下請以降の段階まで含めてコミットメント条項の導入を約するケース
 - B:導入範囲を契約当事者間に限定し、下請間の契約については個別にコミットメント条項の導入を判断するケース

発注者・元請間の契約における条項(A)(B)の選択制について

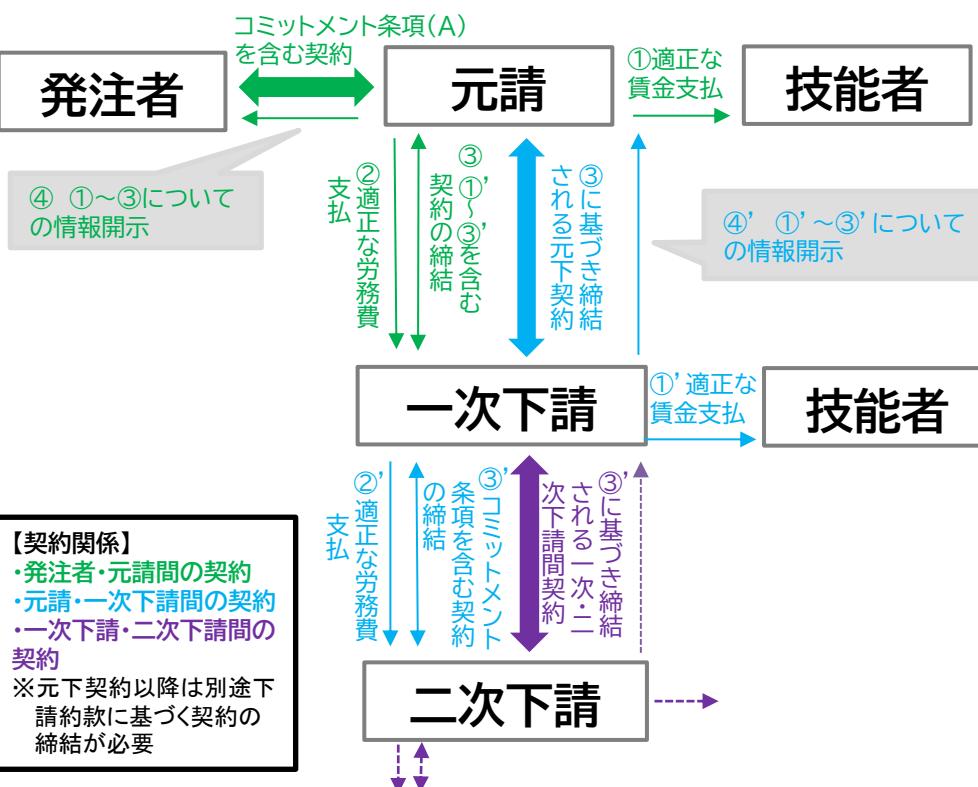
(A) 一次下請以降の段階までコミットメント条項の導入を約する

●元請が発注者に対して約束

- ①元請による技能者への適正な賃金支払
- ②元請から一次下請に対する適正な労務費支払
- ③元下間での以下①'~④'を含む契約の締結

①' 一次下請による技能者への適正な賃金支払
 ②' 一次下請から二次下請に対する適正な労務費支払
 ③' 一次・二次下請間でのコミットメント条項を含む契約締結
 ④' ①'~③'についての情報開示
 ※元請は①'~④'の行動を約する者を一次下請とすることについて発注者に対して約束

④ ①~③についての情報開示

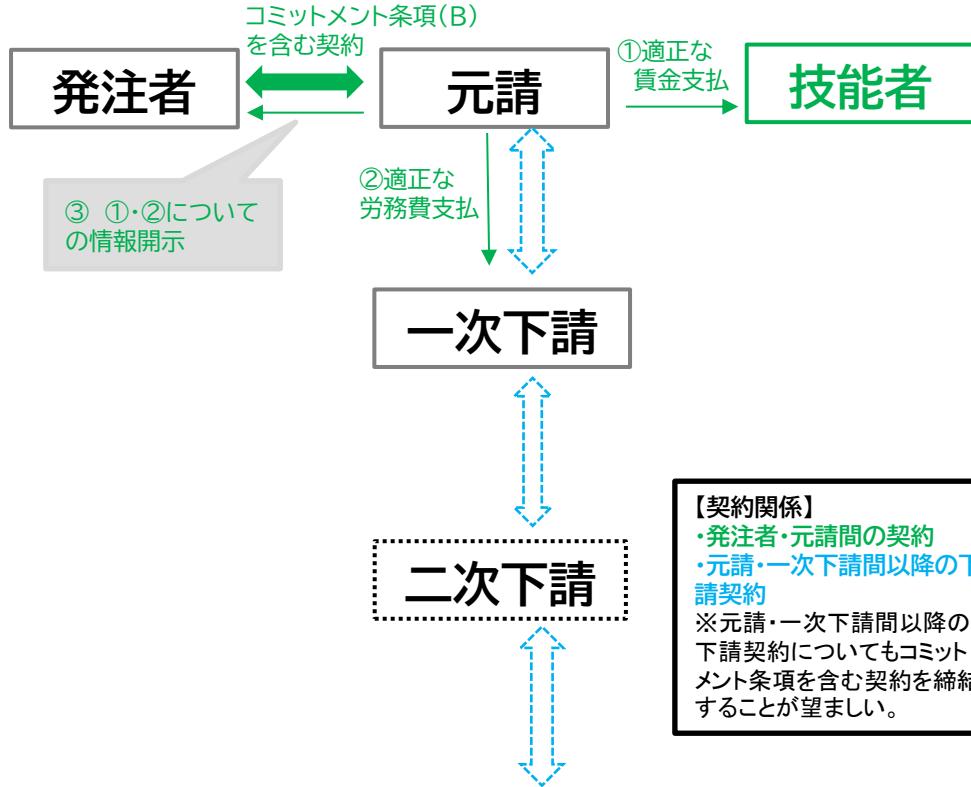


(B) 契約当事者間に限定しコミットメント条項を導入

●元請が発注者に対して約束

- ①元請による技能者への適正な賃金支払
- ②元請から一次下請に対する適正な労務費支払

③ ①及び②についての情報開示



【参考】改正後の規定:公共約款(条文(A)(B))

(適正な労務費の確保等)

第三条の二 (A) 発注者及び受注者は、請負代金内訳書に明示される労務費が、労務費に関する基準（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三十四条第二項に基づき中央建設業審議会が勧告する基準をいう。以下同じ。）を踏まえた適正な労務費であることを確認する。

2 発注者は、前項の請負代金内訳書に明示された労務費を含む請負代金額を受注者に支払わなければならない。

3 受注者は、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 適正な賃金をその雇用する技能者に支払うものとすること。
- 二 労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を直接下請契約を締結する者（次号において「下請負人」という。）に支払うものとすること。
- 三 下請負人との間で、次に掲げる事項を約する契約を締結すること。

イ 下請負人が適正な賃金をその雇用する技能者に支払うこと。

ロ 下請負人が労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を当該下請負人が直接下請契約を締結する者（ハにおいて「再下請負人」という。）に支払うこと。

ハ 下請負人が、再下請負人との間で、建設工事標準下請契約約款第二条の二に定める事項を含む契約を締結すること。

ニ 受注者からの求めに応じて、イ及びロの支払並びにハの契約を締結したことに関する書面を提出すること。

4 発注者は、受注者に対して、適正な労務費の確保等のためその他必要があると認められるときは、理由を付して、相当の期間を定めて、次に掲げる書面の提出を求めることができる。

一 前項第一号の支払に関する書面

二 前項第二号の支払に関する書面

三 前項第三号の契約を締結したことに関する書面

[注] 第一号の書面としては、賃金を支払った旨の誓約書、第二号及び第三号の書面としては、受注者と下請負人との間の下請契約の契約書の写しの該当部分などが該当する。

5 受注者は、前項の規定による請求があったときは、前項各号に掲げる書面を提出するものとする。

(適正な労務費の確保等)

第三条の二 (B) 発注者及び受注者は、請負代金内訳書に明示される労務費が、労務費に関する基準（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三十四条第二項に基づき中央建設業審議会が勧告する基準をいう。以下同じ。）を踏まえた適正な労務費であることを確認する。

2 発注者は、前項の請負代金内訳書に明示された労務費を含む請負代金額を受注者に支払わなければならない。

3 受注者は、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 適正な賃金をその雇用する技能者に支払うものとすること。
- 二 労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を直接下請契約を締結する者に支払うものとすること。

4 発注者は、受注者に対して、適正な労務費の確保等のためその他必要があると認められるときは、理由を付して、相当の期間を定めて、次に掲げる書面の提出を求めることができる。

一 前項第一号の支払に関する書面

二 前項第二号の支払に関する書面

[注] 第一号の書面としては、賃金を支払った旨の誓約書、第二号の書面としては、受注者と下請負人との間の下請契約の契約書の写しの該当部分などが該当する。

5 受注者は、前項の規定による請求があったときは、前項各号に掲げる書面を提出するものとする。

[注] 第三条の二は (A) 又は (B) を使用し、使用しない場合は削除する。

「労務費ダンピング調査」について

- 建設業の担い手を確保するためには、現場で働く技能労働者の処遇改善が不可欠であり、適正な労務費の確保・行き渡りを図るべく、令和6年6月に第三次・担い手3法が改正された。
- 公共工事においては、令和6年6月の公布から1年6ヶ月を超えない範囲のうちに公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(以下、「入契法」という。)が施行される。入契法第12条及び第13条の規定により、公共工事の入札時に応札者は、労務費が明示された入札金額の内訳を提出し、公共発注者は提出された書類内容の確認等必要な措置を講じなければならない。
- 公共発注者は入札金額の内訳の記載内容を確認することになるが、労務費等の適正性を調査する方法の1つが「労務費ダンピング調査」である。
- 「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けのガイドライン(案)」は、「労務費ダンピング調査」の対象となる内容の概説や、使用する入札金額の内訳の事例及び具体的な実施方法について留意点をまとめた内容である。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律

(入札金額の内訳の提出) ※改正部分(赤下線)

第十二条 建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、入札金額の内訳(材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるものその他当該公共工事の施工のために必要な経費の内訳をいう。)を記載した書類を提出しなければならない。

(各省各庁の長等の責務) ※改正無し

第十三条 各省各庁の長等は、その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止し、及び不正行為を排除するため、前条の規定により提出された書類の内容の確認その他の必要な措置を講じなければならない。

2 各省各庁の長等は、公共工事について、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生した場合において、公共工事の受注者が請負契約の内容の変更について協議を申し出たときは、誠実に当該協議に応じなければならない。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行規則(案)(令和七年国土交通省省令第〇〇号) ※施行規則に関しては、パブリックコメント中)

(適正な施工を確保するために不可欠な経費) 規定(赤下線)

第一条 一 法定福利費(建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。)

二 安全衛生経費(平成二八年法律第百十一号)第十条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。)

三 建設業退職金共済契約(中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第百六十号)第二条第五項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るもの)に係る掛金

公共工事における入札金額の内訳の提出

- 現行、公共工事の入札時に応札者は入札金額の内訳の提出が義務付けられている。
- 入札金額の内訳の取扱いや実施方法について、今回の法改正の全面施行により、内訳には、材料費、労務費及び適正な施工に不可欠な経費(※)を記載する内容に変更される。(入契法第12条)
※材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金、安全衛生経費を明示
- 内訳書の様式(例)については、12月法施行前に通知等を地方公共団体宛に送付

目 次

1. はじめに.....	1
2. 公共工事における入札金額の内訳の提出.....	3
2-1 内訳書に記載すべき内容	4
2-2 内訳書の様式(例)	12
3. 「労務費ダンピング調査」の実施.....	21
3-1 背景	21
3-2 実施方法.....	22
3-3 「一定水準」の設定方法	30
3-4 理由の確認	31
3-5 建設Gメン通報.....	35
3-6 調査例	38
4. Q&A.....	48
4-1 労務費ダンピング調査の概要について	48
4-2 労務費ダンピング調査の方法について	49
4-3 労務費ダンピング調査での理由の確認や建設Gメンへの通報について	51
4-4 労務費の基準について	52
5. 参考資料等.....	54
5-1 公共工事設計労務単価.....	54
5-2 標準的な労務構成割合の算出方法.....	62
5-3 その他の係数.....	65

【現行の入札金額の内訳の例】

工事費内訳書	
工事名	○○事業(○○) 道路改良工事
工種等	金額(円)
道路改良	A
土工	a
法面工	b
擁壁工	c
舗装工	d
直接工事費	A (a+b+c+d)
うち材料費	
うち労務費	
共通仮設費	
現場管理費	
うち法定福利費の事業主負担額(※1)	
うち建退共制度の掛金	
一般管理費等	
工事価格	A+B+C+D
うち安全衛生経費(※2)	

【新たな入札金額の内訳のイメージ例】

工事費内訳書	
工事名	○○事業(○○) 道路改良工事
工種等	金額(円)
道路改良	A
土工	a
法面工	b
擁壁工	c
舗装工	d
直接工事費	A (a+b+c+d)
うち材料費	
うち労務費	
共通仮設費	
現場管理費	
うち法定福利費の事業主負担額(※1)	
うち建退共制度の掛金	
一般管理費等	
工事価格	A+B+C+D
うち安全衛生経費(※2)	

※1 事業主の場合は、「工事価格のうち法定福利費の事業主負担額」
※2 「工事価格のうち安全衛生経費」

※土木工事、建築工事、小規模工事
(土木・建築)の様式例をガイドライン
に掲載

工事費内訳書				
工事名: ○○○工事	代表者 氏名	規格	単位	数量
道路改良		式		
道路土工		式		
擁壁工		式		
舗装工		m ²		10,000
...				
建設工事費		式		
うち材料費		式		
うち労務費		式		
共通仮設費		式		
大通路費(率料上)		式		
税金等		式		
現場管理費		式		
うち法定福利費の事業主負担額		式		
うち建退共制度の掛金		式		
工事原価		式		
うち安全衛生経費		式		
一般管理費等		式		
工事価格		式		
消費税附加額		式		
工事費合計		式		

注1 内訳書は、第1回の入札に際し提出を求めるものである。
注2 例文書が掲示する本工事の数量は経営者の工種、種別、細別に対応して単位、数量、金額を記入するものとする。

「CCUSレベル別年収」について

○労務費に関する基準 本文（案）

第3章 本基準の実効性を確保するための施策

（3）支払段階において適正な労務費・賃金を確保するための取組

①基本的な考え方

- ・建設業の持続可能性に対する危機感が高まる中、労務費・賃金の適正な支払に係る実効性確保策について、公共・民間発注者を含めたサプライチェーン全体で、これまでの施策の延長にとどまらない踏み込んだ対応を目指して知恵を出し合うことが必要である。
- ・かかる認識を関係者間で共有しつつ、下記を目指すことを基本的な考え方とし、これを実現するための施策を講じることが適切である。

○注文者は受注者に対して、本基準を踏まえた適正な労務費（賃金の原資）を支払うこと。

○建設業者は、技能者と適切に雇用契約を結び、技能者に対して、知識、技能その他の能力についての公正な評価に基づく適正な賃金として、公共工事設計労務単価が賃金として支払われた場合に考えられるCCUSレベル別年収の支払いを目指すこと。

○CCUSレベル別年収については、目標値と標準値の2つの水準の値を設定し、適正な賃金として目標値の支払いを推奨するとともに、標準値を下回る支払い状況の事業者については、請負契約において労務費のダンピングの恐れがないか重点的に確認すること。

○行政、契約当事者等が役割を分担しながら、デジタル技術を活用した簡易・任意の確認システムを活用し、技能者への適正な賃金支払いを確認すること。

○処遇改善を通じて担い手の確保・育成に努める事業者の受注力が向上すること。

CCUSレベル別年収の位置づけ

- 前回(R5.6) 記者発表資料より

将来の処遇面でのキャリアパスを示すとともに、技能・経験に応じた賃金支払いについて目指すべき具体的なイメージを業界全体で共有することを通じて、官民一体となって、賃上げや適正価格の受発注の促進を目指すもの。
法的拘束力はなく、支払いを義務づけるものではない。

→ あくまでも目安

- 今回(R7.12予定) 労務費に関する基準(案)より

建設業者は、技能者と適切に雇用契約を結び、技能者に対して、知識、技能その他の能力についての公正な評価に基づく適正な賃金として、公共工事設計労務単価が賃金として支払われた場合に考えられるCCUSレベル別年収の支払いを目指すこと。

CCUSレベル別年収については、目標値と標準値の2つの水準の値を設定し、適正な賃金として目標値の支払いを推奨するとともに、標準値を下回る支払い状況の事業者については、請負契約において労務費のダンピングの恐れがないか重点的に確認すること。

→ 建設業法上の指導等にも結びつく基準

CCUSレベル別年収改定のポイント

① ブロック別にレベル別年収を算出

(前回:全国一律⇒今回:ブロック別)

② 前回以降新たに認定された能力評価分野等(11分野)を追加

(前回公表:32分野⇒今回:43分野)

③ 最新の公共工事設計労務単価を適用

(前回:令和5年3月単価⇒今回:令和7年3月単価)

④ 公表の対象を「標準値」(従前の「下位」)及び「目標値」に限定(従前の「中位」)するとともに、「目標値」を「中位値以上」と標記

CCUSレベル別年収の概要

- ◎建設キャリアアップシステム(CCUS)の能力評価に応じた**賃金の実態**を踏まえ、公共工事設計労務単価が賃金として支払われた場合に考えられるレベル別年収を算出。
- ◎レベル別年収の試算の公表を通じて、技能者の経験に応じた処遇と、若い世代がキャリアパスの見通しを持てる産業を目指す。
- ◎目標値と標準値の2つの水準の値を設定し、適正な賃金として目標値以上の支払いを推奨するとともに、標準値を下回る支払い状況の事業者については、請負契約において労務費ダンピングの恐れがないか重点的に確認する。

ブロック別（全分野）(年収)

本資料に示す金額に法的拘束力はなく、支払いを義務付けるものではない。

	レベル1(単位：万円) (標準値～目標値)	レベル2(単位：万円) (標準値～目標値)	レベル3(単位：万円) (標準値～目標値)	レベル4(単位：万円) (標準値～目標値)
全 国	385～523以上	420～587以上	444～645以上	550～719以上
北 海 道	356～483以上	388～543以上	411～597以上	508～665以上
東 北	412～559以上	449～628以上	475～690以上	588～769以上
関 東	412～559以上	449～628以上	476～691以上	588～769以上
北 陸	391～532以上	427～597以上	452～657以上	559～732以上
中 部	408～555以上	446～623以上	472～685以上	584～763以上
近 畿	378～513以上	413～577以上	437～634以上	540～706以上
中 国	329～447以上	359～502以上	380～552以上	470～615以上
四 国	351～477以上	383～535以上	405～589以上	501～656以上
九 州・沖 縄	365～496以上	399～557以上	422～613以上	522～683以上
参考①特殊作業員	404～544以上	443～612以上	449～662以上	569～744以上
参考②普通作業員	342～462以上	375～519以上	381～562以上	483～631以上

<試算条件> • CCUSレベル別年収は、公共事業労務費調査(令和6年10月調査)の結果をもとに、CCUSの能力評価分野・レベル別に分析して作成
 • 労務費調査においてレベル評価されていない標本点も経験年数と資格を基にレベルを推定(レベル1相当:5年未満、レベル2相当:5年以上10年未満、レベル3相当:10年以上又は一級技能士、レベル4相当:登録基幹技能者)
 • 労務費調査の各レベルの標本において、「目標値」の値は平均以上、「標準値」の値は下位15%程度の当該ブロックの年収相当として作成。

能力評価分野	レベル1（単位：万円）		レベル2（単位：万円）		レベル3（単位：万円）		レベル4（単位：万円）	
	標準値	目標値	標準値	目標値	標準値	目標値	標準値	目標値
電気工事	363	481以上	426	559以上	473	675以上	584	763以上
橋梁	463	661以上	481	736以上	615	841以上	690	903以上
造園	345	460以上	381	508以上	403	566以上	471	626以上
コンクリート圧送	386	520以上	423	584以上	429	633以上	544	710以上
防水	410	585以上	425	651以上	544	744以上	610	798以上
トンネル	526	751以上	547	836以上	699	956以上	784	1025以上
建設塗装	409	571以上	434	636以上	525	727以上	594	781以上
左官	409	573以上	433	637以上	525	723以上	595	782以上
機械土工	387	522以上	424	586以上	430	635以上	545	712以上
海上起重	390	525以上	427	590以上	435	639以上	548	717以上
PC	377	528以上	399	587以上	484	666以上	548	720以上
鉄筋	389	555以上	404	617以上	516	706以上	579	757以上
圧接	389	555以上	404	617以上	516	706以上	579	757以上
型枠	357	510以上	371	567以上	474	648以上	532	696以上
配管	335	444以上	393	516以上	437	624以上	540	705以上
鳶・土工	375	536以上	390	597以上	499	682以上	559	732以上
切断穿孔	378	510以上	414	573以上	420	620以上	533	696以上
内装仕上工事	368	525以上	382	584以上	488	667以上	547	716以上
サッシ・カーテン	381	544以上	395	605以上	506	691以上	567	742以上
エクステリア	375	525以上	396	583以上	481	662以上	545	716以上
建築板金	392	560以上	408	624以上	522	713以上	585	765以上
外壁仕上	396	553以上	420	616以上	509	704以上	575	757以上
ダクト	331	439以上	389	510以上	432	617以上	534	697以上
保温保冷	373	495以上	438	575以上	487	695以上	601	786以上

<注>

- 労務費調査の各レベルの標本において、「目標値」の値は平均以上、「標準値」の値は下位15%程度の当該ブロックの年収相当として作成。
- オレンジ着色部分は標本数が不足しているため年収を算定していない。

能力評価分野	レベル1（単位：万円）		レベル2（単位：万円）		レベル3（単位：万円）		レベル4（単位：万円）	
	標準値	目標値	標準値	目標値	標準値	目標値	標準値	目標値
グラウト	395	532以上	433	597以上	440	647以上	555	726以上
冷凍空調	339	450以上	398	523以上	443	632以上	546	714以上
運動施設								
基礎ぐい工事	323	439以上	351	493以上	369	538以上	459	599以上
タイル張り	343	489以上	356	544以上	455	622以上	510	668以上
標識・路面標示								
消防設備	354	469以上	415	545以上	461	658以上	570	744以上
建築大工								
ガラス工事	337	482以上	350	536以上	448	613以上	502	657以上
ALC								
土工	378	510以上	414	573以上	420	620以上	533	696以上
ウレタン断熱	373	495以上	438	575以上	487	695以上	601	786以上
発破・破碎	379	516以上	412	579以上	434	632以上	539	704以上
建築測量	357	510以上	371	567以上	474	648以上	532	696以上
圧入	388	527以上	422	591以上	444	646以上	550	720以上
さく井	378	510以上	414	573以上	420	620以上	533	696以上
解体	340	462以上	370	519以上	389	566以上	483	631以上
計装工事	353	468以上	415	544以上	461	658以上	569	743以上
土質改良	328	442以上	360	497以上	366	539以上	462	604以上
潜函								
住宅建築関連	371	517以上	392	575以上	476	658以上	538	707以上
石材施工								
参考①特殊作業員	378	510以上	414	573以上	420	620以上	533	696以上
参考②普通作業員	312	421以上	342	473以上	347	512以上	440	575以上
全職種平均	356	483以上	388	543以上	411	597以上	508	665以上

<注>

- 労務費調査の各レベルの標本において、「目標値」の値は平均以上、「標準値」の値は下位15%程度の当該ブロックの年収相当として作成。
- オレンジ着色部分は標本数が不足しているため年収を算定していない。

能力評価分野	レベル1（単位：万円）		レベル2（単位：万円）		レベル3（単位：万円）		レベル4（単位：万円）	
	標準値	目標値	標準値	目標値	標準値	目標値	標準値	目標値
電気工事	356	472以上	418	548以上	464	662以上	573	749以上
橋梁	491	701以上	510	780以上	653	892以上	732	957以上
造園	364	486以上	403	537以上	425	598以上	498	662以上
コンクリート圧送	465	628以上	510	705以上	518	764以上	656	857以上
防水	385	549以上	399	611以上	511	698以上	573	749以上
トンネル	523	747以上	544	832以上	696	950以上	780	1020以上
建設塗装	438	611以上	464	680以上	562	778以上	636	836以上
左官	410	574以上	433	638以上	526	724以上	596	783以上
機械土工	471	635以上	516	713以上	523	772以上	663	867以上
海上起重	466	627以上	511	704以上	519	764以上	655	857以上
PC	464	651以上	491	723以上	596	821以上	676	888以上
鉄筋	442	631以上	459	703以上	588	803以上	659	862以上
圧接	442	631以上	459	703以上	588	803以上	659	862以上
型枠	452	646以上	470	719以上	601	821以上	674	881以上
配管	347	460以上	407	534以上	452	646以上	559	730以上
鳶・土工	403	575以上	419	640以上	535	732以上	600	785以上
切断穿孔	426	575以上	467	646以上	474	700以上	601	785以上
内装仕上工事	372	531以上	386	591以上	494	675以上	554	725以上
サッシ・カーテン	344	491以上	357	546以上	457	624以上	512	670以上
エクステリア	429	601以上	454	668以上	551	758以上	624	820以上
建築板金	402	574以上	418	639以上	534	730以上	599	783以上
外壁仕上	408	568以上	432	633以上	523	724以上	592	778以上
ダクト	318	422以上	373	490以上	415	592以上	512	669以上
保温保冷	349	463以上	410	538以上	455	650以上	562	735以上

<注>

- 労務費調査の各レベルの標本において、「目標値」の値は平均以上、「標準値」の値は下位15%程度の当該ブロックの年収相当として作成。
- オレンジ着色部分は標本数が不足しているため年収を算定していない。

CCUSレベル別年収 東北ブロック②

能力評価分野	レベル1（単位：万円）		レベル2（単位：万円）		レベル3（単位：万円）		レベル4（単位：万円）	
	標準値	目標値	標準値	目標値	標準値	目標値	標準値	目標値
グラウト	455	614以上	499	689以上	508	747以上	641	838以上
冷凍空調	348	462以上	409	536以上	454	648以上	561	733以上
運動施設								
基礎ぐい工事	368	501以上	400	562以上	421	613以上	523	684以上
タイル張り	318	454以上	330	505以上	423	578以上	474	620以上
標識・路面標示								
消火設備	353	468以上	414	544以上	461	657以上	569	743以上
建築大工	420	599以上	436	667以上	558	762以上	625	818以上
ガラス工事	355	507以上	369	565以上	472	645以上	529	693以上
ALC								
土工	426	575以上	467	646以上	474	700以上	601	785以上
ウレタン断熱	349	463以上	410	538以上	455	650以上	562	735以上
発破・破碎	462	628以上	502	705以上	528	770以上	656	858以上
建築測量	452	646以上	470	719以上	601	821以上	674	881以上
圧入	460	625以上	501	701以上	527	766以上	653	854以上
さく井	426	575以上	467	646以上	474	700以上	601	785以上
解体	419	570以上	456	639以上	479	698以上	595	778以上
計装工事	352	467以上	414	543以上	460	656以上	568	741以上
土質改良	375	505以上	411	567以上	418	615以上	527	690以上
潜函	530	756以上	550	842以上	704	962以上	789	1032以上
住宅建築関連	364	508以上	386	566以上	467	647以上	529	695以上
石材施工	461	614以上	510	679以上	538	757以上	630	837以上
参考①特殊作業員	426	575以上	467	646以上	474	700以上	601	785以上
参考②普通作業員	336	453以上	368	509以上	373	551以上	473	618以上
全職種平均	412	559以上	449	628以上	475	690以上	588	769以上

<注>

- 労務費調査の各レベルの標本において、「目標値」の値は平均以上、「標準値」の値は下位15%程度の当該ブロックの年収相当として作成。
- オレンジ着色部分は標本数が不足しているため年収を算定していない。

能力評価分野	レベル1（単位：万円）		レベル2（単位：万円）		レベル3（単位：万円）		レベル4（単位：万円）	
	標準値	目標値	標準値	目標値	標準値	目標値	標準値	目標値
電気工事	378	501以上	444	582以上	493	704以上	609	795以上
橋梁	470	671以上	488	746以上	624	853以上	700	915以上
造園	376	501以上	416	554以上	439	618以上	514	683以上
コンクリート圧送	431	582以上	473	654以上	480	708以上	608	795以上
防水	440	629以上	458	700以上	585	800以上	656	858以上
トンネル	443	633以上	460	704以上	589	804以上	660	863以上
建設塗装	444	619以上	470	690以上	570	789以上	645	848以上
左官	439	615以上	464	683以上	563	776以上	639	839以上
機械土工	438	590以上	480	663以上	487	718以上	617	806以上
海上起重	445	599以上	488	673以上	496	730以上	626	819以上
PC	436	611以上	461	678以上	559	770以上	634	833以上
鉄筋	415	592以上	431	659以上	551	753以上	618	808以上
圧接	415	592以上	431	659以上	551	753以上	618	808以上
型枠	407	581以上	423	647以上	541	739以上	606	793以上
配管	362	480以上	425	558以上	472	674以上	583	762以上
鳶・土工	416	594以上	433	662以上	553	756以上	620	811以上
切断穿孔	423	570以上	463	640以上	470	693以上	596	778以上
内装仕上工事	429	613以上	446	682以上	570	779以上	639	836以上
サッシ・カーテン	417	595以上	433	662以上	554	757以上	621	812以上
エクステリア	421	590以上	446	656以上	541	744以上	613	805以上
建築板金	443	633以上	460	704以上	589	805以上	660	864以上
外壁仕上	434	605以上	460	674以上	557	771以上	630	829以上
ダクト	376	499以上	442	580以上	491	701以上	607	792以上
保温保冷	362	480以上	425	557以上	472	674以上	583	762以上

<注>

- 労務費調査の各レベルの標本において、「目標値」の値は平均以上、「標準値」の値は下位15%程度の当該ブロックの年収相当として作成。
- オレンジ着色部分は標本数が不足しているため年収を算定していない。

能力評価分野	レベル1（単位：万円）		レベル2（単位：万円）		レベル3（単位：万円）		レベル4（単位：万円）	
	標準値	目標値	標準値	目標値	標準値	目標値	標準値	目標値
グラウト	435	586以上	477	658以上	485	714以上	612	801以上
冷凍空調	363	481以上	426	559以上	474	676以上	585	764以上
運動施設								
基礎ぐい工事	391	532以上	425	597以上	447	652以上	556	726以上
タイル張り	356	508以上	370	565以上	473	646以上	530	693以上
標識・路面標示								
消火設備	380	504以上	446	586以上	496	708以上	613	800以上
建築大工	393	561以上	409	625以上	523	714以上	586	766以上
ガラス工事	412	589以上	428	655以上	548	749以上	614	804以上
ALC								
土工	423	570以上	463	640以上	470	693以上	596	778以上
ウレタン断熱	362	480以上	425	557以上	472	674以上	583	762以上
発破・破碎	429	584以上	467	655以上	491	715以上	610	797以上
建築測量	407	581以上	423	647以上	541	739以上	606	793以上
圧入	449	610以上	488	683以上	514	747以上	636	832以上
さく井	423	570以上	463	640以上	470	693以上	596	778以上
解体	423	575以上	460	645以上	483	704以上	601	785以上
計装工事	379	502以上	445	583以上	494	705以上	610	797以上
土質改良	396	534以上	435	600以上	442	651以上	558	730以上
潜函	500	714以上	519	794以上	664	908以上	744	974以上
住宅建築関連	397	553以上	420	617以上	509	705以上	576	758以上
石材施工	472	628以上	521	695以上	551	774以上	644	857以上
参考①特殊作業員	423	570以上	463	640以上	470	693以上	596	778以上
参考②普通作業員	385	519以上	422	583以上	428	631以上	542	708以上
全職種平均	412	559以上	449	628以上	476	691以上	588	769以上

<注>

- 労務費調査の各レベルの標本において、「目標値」の値は平均以上、「標準値」の値は下位15%程度の当該ブロックの年収相当として作成。
- オレンジ着色部分は標本数が不足しているため年収を算定していない。

能力評価分野	レベル1（単位：万円）		レベル2（単位：万円）		レベル3（単位：万円）		レベル4（単位：万円）	
	標準値	目標値	標準値	目標値	標準値	目標値	標準値	目標値
電気工事	357	474以上	420	550以上	466	665以上	576	752以上
橋梁	511	730以上	531	813以上	680	929以上	762	997以上
造園	353	470以上	390	520以上	412	579以上	482	640以上
コンクリート圧送	417	562以上	457	631以上	463	683以上	587	767以上
防水	369	527以上	383	587以上	491	670以上	550	719以上
トンネル	521	744以上	542	828以上	693	947以上	777	1016以上
建設塗装	409	570以上	433	635以上	525	726以上	593	780以上
左官	392	550以上	415	611以上	504	693以上	571	750以上
機械土工	409	552以上	448	620以上	455	671以上	577	753以上
海上起重	414	558以上	454	627以上	462	680以上	583	762以上
PC	414	579以上	437	644以上	531	731以上	602	791以上
鉄筋	414	592以上	430	658以上	551	752以上	617	807以上
圧接	414	592以上	430	658以上	551	752以上	617	807以上
型枠	387	553以上	402	616以上	515	703以上	577	755以上
配管	345	458以上	405	532以上	450	643以上	556	726以上
鳶・土工	391	558以上	406	621以上	519	709以上	582	761以上
切断穿孔	437	589以上	479	662以上	486	717以上	616	805以上
内装仕上工事	391	558以上	406	622以上	520	710以上	583	762以上
サッシ・カーテン	398	568以上	413	632以上	528	722以上	592	775以上
エクステリア	399	559以上	422	621以上	512	704以上	580	762以上
建築板金	394	563以上	410	626以上	524	716以上	587	768以上
外壁仕上	389	542以上	411	603以上	499	690以上	564	742以上
ダクト	315	418以上	370	486以上	411	587以上	508	663以上
保温保冷	358	475以上	420	552以上	467	667以上	577	754以上

<注>

- 労務費調査の各レベルの標本において、「目標値」の値は平均以上、「標準値」の値は下位15%程度の当該ブロックの年収相当として作成。
- オレンジ着色部分は標本数が不足しているため年収を算定していない。

能力評価分野	レベル1（単位：万円）		レベル2（単位：万円）		レベル3（単位：万円）		レベル4（単位：万円）	
	標準値	目標値	標準値	目標値	標準値	目標値	標準値	目標値
グラウト	437	589以上	480	662以上	488	718以上	615	805以上
冷凍空調	348	461以上	409	536以上	454	648以上	561	733以上
運動施設								
基礎ぐい工事	364	495以上	396	555以上	416	606以上	517	676以上
タイル張り								
標識・路面標示								
消火設備	354	469以上	415	545以上	461	658以上	570	744以上
建築大工	377	538以上	392	599以上	501	684以上	561	734以上
ガラス工事	365	521以上	379	580以上	485	663以上	544	711以上
ALC								
土工	437	589以上	479	662以上	486	717以上	616	805以上
ウレタン断熱	358	475以上	420	552以上	467	667以上	577	754以上
発破・破碎	401	545以上	436	612以上	459	668以上	570	745以上
建築測量	387	553以上	402	616以上	515	703以上	577	755以上
圧入	413	561以上	449	629以上	473	687以上	585	766以上
さく井	437	589以上	479	662以上	486	717以上	616	805以上
解体	392	533以上	426	598以上	448	653以上	557	728以上
計装工事	352	467以上	414	543以上	460	656以上	568	742以上
土質改良	372	501以上	408	562以上	415	610以上	523	684以上
潜函	580	828以上	603	922以上	771	1054以上	864	1131以上
住宅建築関連	367	511以上	388	570以上	471	652以上	532	700以上
石材施工								
参考①特殊作業員	437	589以上	479	662以上	486	717以上	616	805以上
参考②普通作業員	352	475以上	386	534以上	392	578以上	497	649以上
全職種平均	391	532以上	427	597以上	452	657以上	559	732以上

<注>

- 労務費調査の各レベルの標本において、「目標値」の値は平均以上、「標準値」の値は下位15%程度の当該ブロックの年収相当として作成。
- オレンジ着色部分は標本数が不足しているため年収を算定していない。

能力評価分野	レベル1（単位：万円）		レベル2（単位：万円）		レベル3（単位：万円）		レベル4（単位：万円）	
	標準値	目標値	標準値	目標値	標準値	目標値	標準値	目標値
電気工事	354	469以上	416	545以上	462	659以上	570	745以上
橋梁	479	684以上	498	761以上	637	870以上	714	934以上
造園	363	483以上	401	534以上	423	595以上	495	658以上
コンクリート圧送	431	582以上	473	654以上	480	708以上	608	794以上
防水	401	572以上	416	637以上	533	728以上	597	781以上
トンネル	534	762以上	555	848以上	709	969以上	795	1040以上
建設塗装	452	630以上	479	702以上	580	803以上	656	863以上
左官	407	570以上	430	633以上	522	719以上	592	778以上
機械土工	438	591以上	480	664以上	487	719以上	617	807以上
海上起重	439	592以上	482	665以上	490	721以上	618	809以上
PC	426	597以上	451	664以上	547	753以上	620	815以上
鉄筋	404	576以上	419	641以上	536	733以上	601	787以上
圧接	404	576以上	419	641以上	536	733以上	601	787以上
型枠	407	582以上	423	647以上	541	740以上	607	794以上
配管	340	450以上	399	523以上	443	632以上	547	715以上
鳶・土工	408	582以上	424	648以上	542	741以上	608	795以上
切断穿孔	420	566以上	460	636以上	467	689以上	592	773以上
内装仕上工事	473	675以上	491	752以上	629	859以上	705	922以上
サッシ・カーテン	415	593以上	431	660以上	552	754以上	618	809以上
エクステリア	412	578以上	436	642以上	529	728以上	600	788以上
建築板金	411	587以上	427	654以上	547	747以上	613	801以上
外壁仕上	411	573以上	435	638以上	528	730以上	597	785以上
ダクト	377	500以上	443	581以上	492	702以上	608	794以上
保温保冷	391	518以上	459	602以上	510	728以上	630	823以上

<注>

- 労務費調査の各レベルの標本において、「目標値」の値は平均以上、「標準値」の値は下位15%程度の当該ブロックの年収相当として作成。
- オレンジ着色部分は標本数が不足しているため年収を算定していない。

能力評価分野	レベル1（単位：万円）		レベル2（単位：万円）		レベル3（単位：万円）		レベル4（単位：万円）	
	標準値	目標値	標準値	目標値	標準値	目標値	標準値	目標値
グラウト	432	582以上	473	653以上	481	708以上	607	794以上
冷凍空調	351	466以上	413	541以上	458	654以上	566	740以上
運動施設								
基礎ぐい工事	385	523以上	418	587以上	440	641以上	547	714以上
タイル張り								
標識・路面標示								
消火設備	350	464以上	411	539以上	456	652以上	564	736以上
建築大工	436	623以上	453	693以上	580	792以上	650	850以上
ガラス工事	402	574以上	418	639以上	534	730以上	599	784以上
ALC								
土工	420	566以上	460	636以上	467	689以上	592	773以上
ウレタン断熱	391	518以上	459	602以上	510	728以上	630	823以上
発破・破碎	430	584以上	467	656以上	491	716以上	611	798以上
建築測量	407	582以上	423	647以上	541	740以上	607	794以上
圧入	442	601以上	482	674以上	507	737以上	628	821以上
さく井	420	566以上	460	636以上	467	689以上	592	773以上
解体	424	576以上	461	647以上	485	706以上	602	787以上
計装工事	353	468以上	415	544以上	461	658以上	569	743以上
土質改良	390	526以上	428	590以上	435	640以上	549	718以上
潜函	516	737以上	536	821以上	686	938以上	769	1006以上
住宅建築関連	370	516以上	392	575以上	475	657以上	537	706以上
石材施工	474	632以上	524	699以上	554	779以上	648	862以上
参考①特殊作業員	420	566以上	460	636以上	467	689以上	592	773以上
参考②普通作業員	375	506以上	411	568以上	417	615以上	529	691以上
全職種平均	408	555以上	446	623以上	472	685以上	584	763以上

<注>

- 労務費調査の各レベルの標本において、「目標値」の値は平均以上、「標準値」の値は下位15%程度の当該ブロックの年収相当として作成。
- オレンジ着色部分は標本数が不足しているため年収を算定していない。

能力評価分野	レベル1（単位：万円）		レベル2（単位：万円）		レベル3（単位：万円）		レベル4（単位：万円）	
	標準値	目標値	標準値	目標値	標準値	目標値	標準値	目標値
電気工事	338	448以上	397	521以上	441	630以上	545	712以上
橋梁	475	678以上	493	754以上	631	862以上	707	925以上
造園	375	500以上	414	552以上	438	616以上	512	681以上
コンクリート圧送	388	523以上	425	588以上	432	637以上	547	715以上
防水	366	523以上	380	582以上	486	665以上	545	713以上
トンネル	517	739以上	537	822以上	688	940以上	771	1008以上
建設塗装	386	538以上	408	599以上	495	685以上	560	736以上
左官	374	525以上	396	583以上	481	662以上	545	716以上
機械土工	387	521以上	424	586以上	430	634以上	545	712以上
海上起重	391	527以上	429	592以上	436	642以上	550	720以上
PC	416	583以上	440	648以上	534	735以上	605	796以上
鉄筋	368	526以上	382	585以上	489	669以上	548	717以上
圧接	368	526以上	382	585以上	489	669以上	548	717以上
型枠	390	558以上	406	620以上	519	709以上	582	761以上
配管	345	458以上	405	532以上	450	643以上	556	726以上
鳶・土工	367	524以上	381	583以上	488	667以上	547	715以上
切断穿孔	391	527以上	429	593以上	435	642以上	551	720以上
内装仕上工事	404	576以上	419	641以上	536	733以上	601	787以上
サッシ・カーテン	396	566以上	412	630以上	527	720以上	590	772以上
エクステリア	390	546以上	413	607以上	501	689以上	567	746以上
建築板金	379	542以上	394	603以上	504	689以上	565	739以上
外壁仕上	377	526以上	400	586以上	484	670以上	548	720以上
ダクト	352	467以上	414	543以上	460	656以上	567	741以上
保温保冷	379	502以上	444	583以上	494	705以上	610	797以上

<注>

- 労務費調査の各レベルの標本において、「目標値」の値は平均以上、「標準値」の値は下位15%程度の当該ブロックの年収相当として作成。
- オレンジ着色部分は標本数が不足しているため年収を算定していない。

能力評価分野	レベル1（単位：万円）		レベル2（単位：万円）		レベル3（単位：万円）		レベル4（単位：万円）	
	標準値	目標値	標準値	目標値	標準値	目標値	標準値	目標値
グラウト	403	543以上	442	609以上	449	661以上	566	741以上
冷凍空調	356	471以上	417	548以上	464	662以上	573	748以上
運動施設								
基礎ぐい工事	350	476以上	381	534以上	400	583以上	498	650以上
タイル張り								
標識・路面標示								
消火設備	340	450以上	399	523以上	443	632以上	547	715以上
建築大工	382	545以上	397	607以上	508	694以上	569	744以上
ガラス工事	369	527以上	383	586以上	490	670以上	549	719以上
ALC								
土工	391	527以上	429	593以上	435	642以上	551	720以上
ウレタン断熱	379	502以上	444	583以上	494	705以上	610	797以上
発破・破碎	379	516以上	413	579以上	434	632以上	539	705以上
建築測量	390	558以上	406	620以上	519	709以上	582	761以上
圧入	397	539以上	432	604以上	454	660以上	562	736以上
さく井	391	527以上	429	593以上	435	642以上	551	720以上
解体	389	529以上	423	594以上	445	648以上	553	723以上
計装工事	344	456以上	404	530以上	449	641以上	554	724以上
土質改良	356	480以上	391	539以上	397	584以上	501	655以上
潜函	500	713以上	519	794以上	664	907以上	744	974以上
住宅建築関連	347	484以上	367	539以上	445	616以上	503	662以上
石材施工								
参考①特殊作業員	391	527以上	429	593以上	435	642以上	551	720以上
参考②普通作業員	342	462以上	375	519以上	381	562以上	483	631以上
全職種平均	378	513以上	413	577以上	437	634以上	540	706以上

<注>

- 労務費調査の各レベルの標本において、「目標値」の値は平均以上、「標準値」の値は下位15%程度の当該ブロックの年収相当として作成。
- オレンジ着色部分は標本数が不足しているため年収を算定していない。

能力評価分野	レベル1（単位：万円）		レベル2（単位：万円）		レベル3（単位：万円）		レベル4（単位：万円）	
	標準値	目標値	標準値	目標値	標準値	目標値	標準値	目標値
電気工事	315	418以上	370	486以上	411	587以上	508	664以上
橋梁	465	664以上	483	739以上	618	844以上	692	906以上
造園	330	439以上	364	486以上	385	541以上	450	599以上
コンクリート圧送	350	472以上	384	530以上	389	574以上	493	644以上
防水	356	509以上	370	566以上	474	647以上	531	695以上
トンネル	510	729以上	530	811以上	678	927以上	760	994以上
建設塗装	337	469以上	356	522以上	432	598以上	488	642以上
左官	332	465以上	351	517以上	426	587以上	483	635以上
機械土工	347	468以上	380	526以上	386	569以上	489	639以上
海上起重	350	472以上	384	530以上	391	575以上	493	645以上
PC	364	509以上	385	566以上	467	643以上	529	695以上
鉄筋	348	497以上	361	553以上	462	632以上	518	678以上
圧接	348	497以上	361	553以上	462	632以上	518	678以上
型枠	338	483以上	351	537以上	449	614以上	504	659以上
配管	313	414以上	367	482以上	408	582以上	504	658以上
鳶・土工	343	490以上	356	545以上	456	623以上	511	668以上
切断穿孔	356	480以上	390	539以上	396	584以上	502	655以上
内装仕上工事	354	505以上	368	563以上	470	643以上	527	690以上
サッシ・カーテン								
エクステリア	338	474以上	358	526以上	434	598以上	492	646以上
建築板金	327	468以上	340	520以上	435	595以上	488	638以上
外壁仕上	331	461以上	350	514以上	424	588以上	480	631以上
ダクト	298	396以上	350	460以上	389	556以上	481	628以上
保温保冷	312	413以上	366	480以上	407	580以上	502	656以上

<注>

- 労務費調査の各レベルの標本において、「目標値」の値は平均以上、「標準値」の値は下位15%程度の当該ブロックの年収相当として作成。
- オレンジ着色部分は標本数が不足しているため年収を算定していない。

能力評価分野	レベル1（単位：万円）		レベル2（単位：万円）		レベル3（単位：万円）		レベル4（単位：万円）	
	標準値	目標値	標準値	目標値	標準値	目標値	標準値	目標値
グラウト	360	486以上	395	545以上	402	591以上	507	663以上
冷凍空調	318	421以上	373	490以上	415	592以上	512	669以上
運動施設								
基礎ぐい工事	304	413以上	331	464以上	348	506以上	432	565以上
タイル張り								
標識・路面標示								
消火設備	315	417以上	369	485以上	410	586以上	507	662以上
建築大工	333	475以上	346	529以上	442	604以上	496	649以上
ガラス工事	330	471以上	342	524以上	438	598以上	491	642以上
ALC								
土工	356	480以上	390	539以上	396	584以上	502	655以上
ウレタン断熱	312	413以上	366	480以上	407	580以上	502	656以上
発破・破碎	341	464以上	371	520以上	390	568以上	485	633以上
建築測量	338	483以上	351	537以上	449	614以上	504	659以上
圧入	352	478以上	383	536以上	403	586以上	499	653以上
さく井	356	480以上	390	539以上	396	584以上	502	655以上
解体	328	446以上	356	500以上	375	546以上	466	609以上
計装工事	315	418以上	370	486以上	412	587以上	508	664以上
土質改良	311	419以上	341	471以上	347	511以上	438	573以上
潜函	528	754以上	549	839以上	702	959以上	787	1029以上
住宅建築関連	323	451以上	342	502以上	415	575以上	469	617以上
石材施工								
参考①特殊作業員	356	480以上	390	539以上	396	584以上	502	655以上
参考②普通作業員	297	401以上	326	450以上	331	488以上	419	547以上
全職種平均	329	447以上	359	502以上	380	552以上	470	615以上

<注>

- 労務費調査の各レベルの標本において、「目標値」の値は平均以上、「標準値」の値は下位15%程度の当該ブロックの年収相当として作成。
- オレンジ着色部分は標本数が不足しているため年収を算定していない。

能力評価分野	レベル1（単位：万円）		レベル2（単位：万円）		レベル3（単位：万円）		レベル4（単位：万円）	
	標準値	目標値	標準値	目標値	標準値	目標値	標準値	目標値
電気工事	325	431以上	382	501以上	424	606以上	524	685以上
橋梁	461	658以上	479	732以上	612	837以上	686	898以上
造園	339	451以上	374	499以上	395	556以上	462	615以上
コンクリート圧送	370	499以上	405	561以上	411	607以上	521	681以上
防水	345	493以上	359	549以上	459	627以上	514	673以上
トンネル	486	694以上	505	772以上	646	883以上	724	947以上
建設塗装	387	540以上	410	601以上	497	688以上	562	739以上
左官	355	497以上	375	552以上	455	627以上	516	678以上
機械土工	371	500以上	407	562以上	413	609以上	523	683以上
海上起重	381	513以上	418	576以上	425	625以上	536	701以上
PC	405	567以上	428	630以上	519	715以上	589	773以上
鉄筋	330	471以上	343	525以上	439	599以上	492	643以上
圧接	330	471以上	343	525以上	439	599以上	492	643以上
型枠	374	534以上	388	594以上	497	679以上	557	728以上
配管	312	414以上	366	481以上	407	581以上	503	657以上
鳶・土工	353	504以上	367	561以上	469	641以上	526	688以上
切断穿孔	367	496以上	403	557以上	409	603以上	518	677以上
内装仕上工事								
サッシ・カーテン								
エクステリア	380	532以上	402	591以上	488	671以上	553	726以上
建築板金								
外壁仕上	351	489以上	371	544以上	450	623以上	509	669以上
ダクト	303	402以上	356	467以上	395	564以上	488	638以上
保温保冷								

<注>

- 労務費調査の各レベルの標本において、「目標値」の値は平均以上、「標準値」の値は下位15%程度の当該ブロックの年収相当として作成。
- オレンジ着色部分は標本数が不足しているため年収を算定していない。

能力評価分野	レベル1（単位：万円）		レベル2（単位：万円）		レベル3（単位：万円）		レベル4（単位：万円）	
	標準値	目標値	標準値	目標値	標準値	目標値	標準値	目標値
グラウト	384	517以上	421	580以上	428	630以上	540	706以上
冷凍空調	323	428以上	379	497以上	421	601以上	520	679以上
運動施設								
基礎ぐい工事	330	449以上	359	504以上	378	550以上	469	614以上
タイル張り								
標識・路面標示								
消火設備	322	428以上	379	497以上	421	600以上	520	679以上
建築大工								
ガラス工事	332	474以上	345	528以上	441	603以上	495	647以上
ALC								
土工	367	496以上	403	557以上	409	603以上	518	677以上
ウレタン断熱								
発破・破碎	364	495以上	396	555以上	416	606以上	517	676以上
建築測量	374	534以上	388	594以上	497	679以上	557	728以上
圧入	376	511以上	410	573以上	431	627以上	534	698以上
さく井	367	496以上	403	557以上	409	603以上	518	677以上
解体	353	481以上	384	539以上	404	589以上	502	656以上
計装工事	323	429以上	380	498以上	422	602以上	521	681以上
土質改良	338	456以上	371	511以上	377	555以上	476	622以上
潜函	541	773以上	562	860以上	719	983以上	807	1055以上
住宅建築関連	332	463以上	352	516以上	426	590以上	482	634以上
石材施工	470	627以上	520	693以上	549	772以上	642	854以上
参考①特殊作業員	367	496以上	403	557以上	409	603以上	518	677以上
参考②普通作業員	328	443以上	360	497以上	365	539以上	463	605以上
全職種平均	351	477以上	383	535以上	405	589以上	501	656以上

<注>

- 労務費調査の各レベルの標本において、「目標値」の値は平均以上、「標準値」の値は下位15%程度の当該ブロックの年収相当として作成。
- オレンジ着色部分は標本数が不足しているため年収を算定していない。

能力評価分野	レベル1（単位：万円）		レベル2（単位：万円）		レベル3（単位：万円）		レベル4（単位：万円）	
	標準値	目標値	標準値	目標値	標準値	目標値	標準値	目標値
電気工事	326	432以上	383	502以上	425	607以上	525	686以上
橋梁	470	671以上	489	747以上	625	854以上	700	916以上
造園	350	467以上	387	516以上	409	575以上	478	636以上
コンクリート圧送	400	540以上	439	606以上	445	657以上	564	737以上
防水	399	570以上	415	634以上	530	725以上	595	778以上
トンネル	482	688以上	501	766以上	641	876以上	718	940以上
建設塗装	383	533以上	405	594以上	491	680以上	555	730以上
左官	397	556以上	420	618以上	509	701以上	577	758以上
機械土工	406	547以上	445	615以上	451	666以上	572	747以上
海上起重	407	548以上	446	615以上	454	667以上	572	748以上
PC	416	583以上	440	648以上	534	736以上	606	796以上
鉄筋	368	525以上	382	584以上	489	668以上	548	717以上
圧接	368	525以上	382	584以上	489	668以上	548	717以上
型枠	377	539以上	392	599以上	501	685以上	562	735以上
配管	308	409以上	362	475以上	402	574以上	497	649以上
鳶・土工	377	539以上	392	600以上	502	685以上	562	736以上
切断穿孔	384	518以上	421	582以上	427	630以上	542	708以上
内装仕上工事	381	543以上	395	605以上	506	691以上	567	742以上
サッシ・カーテン	329	470以上	342	524以上	438	598以上	491	642以上
エクステリア	408	571以上	431	635以上	523	721以上	593	780以上
建築板金	370	528以上	384	588以上	491	672以上	551	721以上
外壁仕上	374	521以上	396	580以上	479	664以上	542	713以上
ダクト	308	409以上	362	475以上	402	574以上	497	649以上
保温保冷	337	447以上	396	519以上	440	627以上	543	709以上

<注>

- 労務費調査の各レベルの標本において、「目標値」の値は平均以上、「標準値」の値は下位15%程度の当該ブロックの年収相当として作成。
- オレンジ着色部分は標本数が不足しているため年収を算定していない。

能力評価分野	レベル1（単位：万円）		レベル2（単位：万円）		レベル3（単位：万円）		レベル4（単位：万円）	
	標準値	目標値	標準値	目標値	標準値	目標値	標準値	目標値
グラウト	411	553以上	450	621以上	458	674以上	578	756以上
冷凍空調	322	427以上	378	496以上	420	599以上	519	677以上
運動施設								
基礎ぐい工事	332	452以上	362	507以上	380	554以上	472	617以上
タイル張り								
標識・路面標示								
消火設備	322	427以上	378	496以上	420	599以上	519	677以上
建築大工	371	530以上	386	590以上	494	675以上	553	724以上
ガラス工事	379	541以上	394	603以上	504	689以上	565	739以上
ALC								
土工	384	518以上	421	582以上	427	630以上	542	708以上
ウレタン断熱	337	447以上	396	519以上	440	627以上	543	709以上
発破・破碎	398	542以上	433	608以上	455	664以上	566	740以上
建築測量	377	539以上	392	599以上	501	685以上	562	735以上
圧入	410	556以上	446	624以上	469	682以上	581	760以上
さく井	384	518以上	421	582以上	427	630以上	542	708以上
解体	384	522以上	418	586以上	439	640以上	546	713以上
計装工事	323	429以上	380	498以上	422	602以上	521	681以上
土質改良	340	458以上	373	514以上	379	558以上	478	626以上
潜函	570	813以上	592	905以上	757	1034以上	849	1110以上
住宅建築関連	338	471以上	358	525以上	434	601以上	491	645以上
石材施工	463	617以上	512	683以上	541	761以上	633	841以上
参考①特殊作業員	384	518以上	421	582以上	427	630以上	542	708以上
参考②普通作業員	318	430以上	349	483以上	354	523以上	449	587以上
全職種平均	365	496以上	399	557以上	422	613以上	522	683以上

<注>

- 労務費調査の各レベルの標本において、「目標値」の値は平均以上、「標準値」の値は下位15%程度の当該ブロックの年収相当として作成。
- オレンジ着色部分は標本数が不足しているため年収を算定していない。

「建設分野の外国人材育成・確保あり方検討会」について

- 改正入管法等（令和6年6月公布）では、国際貢献を目的とする「技能実習制度」を抜本的に見直し、人手不足分野における人材の育成・確保を目的とした「育成就労制度」を創設（令和9年度施行）。
- 建設分野における外国人材の円滑かつ適正な受入れに向けて、育成就労制度の施行に向けた対応の方向性をはじめとする幅広い論点について議論・検討を行うため、有識者や業界関係者等からなる検討会を開催。

■ 委員（敬称略、五十音順）

■ 有識者等

- 惠羅さとみ 法政大学 社会学部准教授
 蟹澤 宏剛 芝浦工業大学 建築学部教授（座長）
 籠田 淳子 有限会社ゼムケンサービス 代表取締役
 澤村 美喜 エコ・プロジェクト協同組合 副理事長
 杉田 昌平 弁護士法人Global HR Strategy 代表社員・弁護士
 長尾 晴香 (一社) ViVarsity 代表理事
 万城目正雄 東海大学 教養学部教授

■ 業界関係者

- 青柳 剛 (一社) 全国建設業協会 労働委員長
 朝倉 泰成 (一社) 全国中小建設業協会
 岩田 正吾 (一社) 建設産業専門団体連合会 会長
 原田 知明 (一社) 日本建設業連合会 労働委員会委員

■ 検討スケジュール

■ 第1回：令和7年6月9日（月）

- 技能者の現状と育成就労制度
- 技能者の中長期的なキャリアパス
- 育成就労制度の施行に係る事項

■ 第2回：8月7日（木）

- 外国人材の円滑な受入、定着促進に向けた課題
- 外国人技術者の確保・定着に向けた課題

■ 第3回：9月4日（木）

- 外国人材の円滑な受入れ等に向けた課題
- 建設分野における外国人共生

■ 第4回：10月16日（木）

- 外国人材の中長期的なキャリアパス構築
- 建設分野における外国人共生
- 取りまとめ骨子

■ 第5回：11月12日（水）

- 外国人材の中長期的なキャリアパス構築
- 建設分野における外国人共生
- 取りまとめ（案）

外国人材の適正かつ円滑な受入れに向け、育成就労制度の施行等に伴う詳細な制度設計から中長期的なキャリアパスの構築、外国人共生の取組等、幅広い論点を議論し、その成果を取りまとめ。

1. 外国人技能者

■ 育成就労制度の施行等に伴う事項

育成就労	<p>【転籍制限】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 転籍制限期間：当面2年とし、将来的には1年を目指す ○ 待遇向上策（昇給率等）：建設業の前年の平均賃金の上昇率以上の昇給率 ○ 日本語水準：A1相当とA2相当の間の一定のレベル（A2.1）
	<p>【分野別協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ JAC所属企業は加入したものとみなす ○ その他企業のみ分野別協議会への加入を義務付け

特定技能	<p>【上乗せ措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現行の技能実習の上乗せ措置を基本的に踏襲。ただし、労働安全衛生対策の基準を追加 <ul style="list-style-type: none"> ・ 受入企業：建設業許可、CCUS登録 ・ 処遇：月給制、書面交付、CCUS登録 ・ 受入枠：常勤職員以下（優良企業に緩和措置） ・ 労働安全衛生対策：入国後講習のオリエンテーション 等
	<p>【在籍型出向】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 日本人も含めた建設分野全体における整理を踏まえつつ、引き続き検討

特定技能	<p>【上乗せ措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現行の特定技能の上乗せ措置を基本的に踏襲。ただし、受入枠の緩和措置を導入、労働安全衛生対策の基準を追加 <ul style="list-style-type: none"> ・ 受入企業：建設業許可、CCUS登録、FITS巡回指導 ・ 処遇：月給制、書面交付、CCUS登録 ・ 受入枠：常勤職員以下（優良企業に緩和措置） ・ 労働安全衛生対策：受入後講習のオリエンテーション 等
	<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ルールに従わない企業に対し、受入計画認定取消し以外のペナルティ（社名公表や新規受入停止等）を検討 ○ 登録支援機関名を受入計画の記載事項に追加

■ 中長期的なキャリアパスの構築

- 「外国人就労管理システム」を、出入国在留管理庁の在留情報や建設キャリアアップシステム（CCUS）と連携
- CCUSカードリーダーの導入等に対する支援の創設やCCUSの登録手数料に対する支援の拡充（JAC）
- 建設分野全体で策定する「育成・キャリア形成プログラム」を踏まえた、「キャリア育成プラン」の策定・運用

2. 外国人技術者

- 海外合同就職説明会等の開催等を通じて、外国人技術者を確保する取組の継続
- 一定の技能等を有する特定技能外国人が施工管理等を担うことの可否の検討

3. 建設分野の外国人共生の取組

- 「外国人材とつくる建設未来賞」等の実施に加え、以下を充実

【教育支援の充実】

- ・ 無料日本語講座の拡充、日本社会の理解促進プログラムの提供、日本人従業員向け外国人共生講座の拡充等（JAC, FITS）

【生活面の支援】

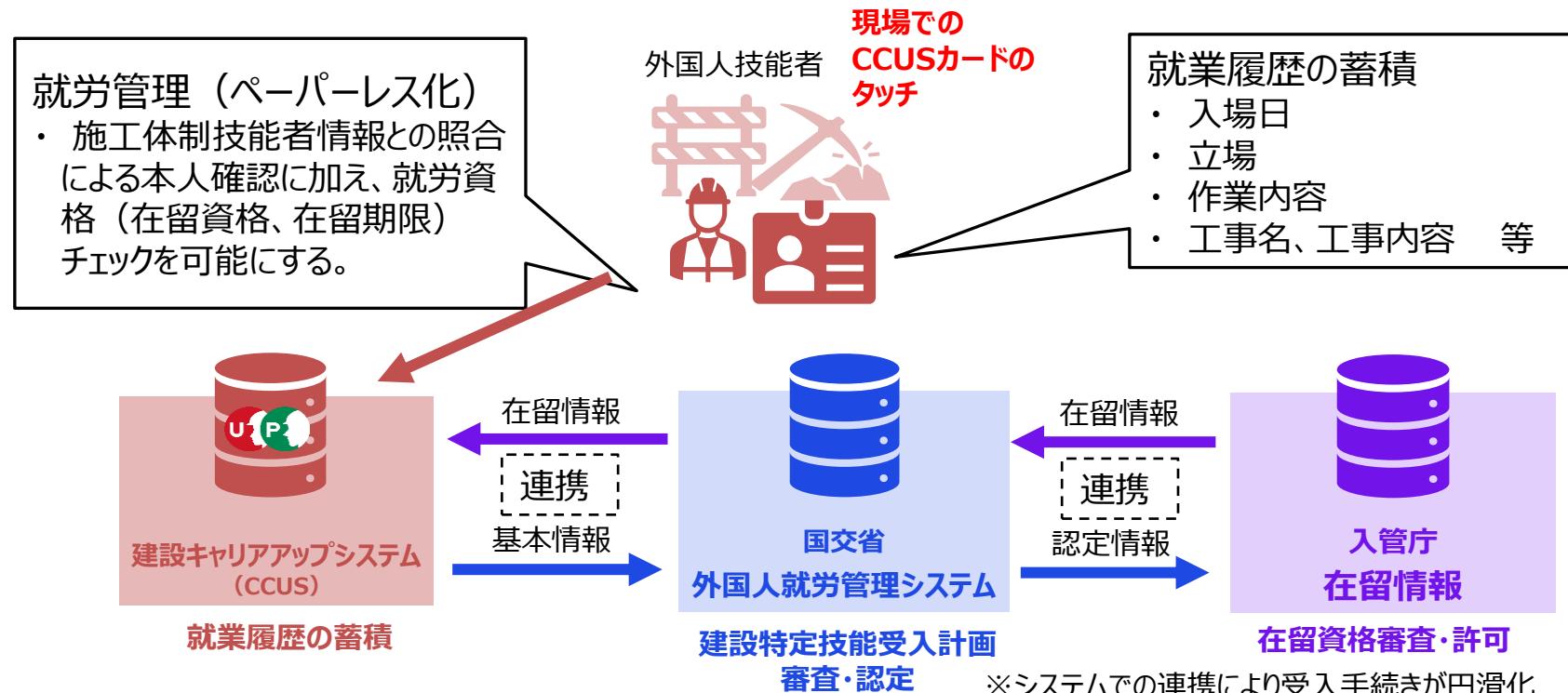
- ・ 医療受診サポートの提供、日常生活トラブルに対応した損害賠償保険への加入支援の提供、母国語ホットラインの拡充（JAC, FITS）

【地域社会との協働】

- ・ 受入企業等による優良な事例の収集・抽出・横展開（JAC等）
- ・ 業界全体での取組の輪の拡大

外国人建設技能者の円滑・適正な受入れのためのシステム開発（CCUSの利用促進）

外国人建設技能者の受入れを管理する「外国人就労管理システム」について、出入国在留管理庁の在留情報や建設キャリアアップシステム（CCUS）と連携させることにより、外国人建設技能者の円滑かつ適正な就労管理及び就業履歴の蓄積による処遇の確保・育成を推進する。



就労管理

入管庁の在留情報を活用することで、現場でのCCUSカードのタッチにより、外国人技能者が必要な就労資格を有しているか確認可能とする。

就業履歴の蓄積

外国人技能者の就業履歴をCCUSに確実に蓄積することで、適正な処遇・評価を確保するとともに、計画的な育成を行える環境を整備する。

電子申請専用サイトリニューアル 及び複数掛金制度について

	これまで	リニューアル後
電子申請 (掛金納付)	就労実績報告作成ツール（以下「就労ツール」）と電子申請専用サイト（以下「専用サイト」）の二つのシステムで登録	就労ツールを使わず、専用サイトで全ての手続きが完結
	元請下請間や就労ツールと専用サイト間でデータの受渡し（授受）が発生	専用サイトですべての操作が可能となり、データファイルの受渡しが不要
	元請と下請間のやり取りや確認に時間を要する	元請も下請も内容や作業状態をリアルタイムに確認が可能
	データチェックに2営業日必要	当日中にデータチェックが可能
CCUSとの連携	CCUSから「現場・契約情報」や「就業履歴」ファイルをダウンロードし、専用サイトに登録するなど、複数回の手作業が発生	CCUSからデータを自動連携することにより手続きを簡素化
オンライン申請	共済手帳申込などの数種類の手続きのみオンライン申請が可能	すべての手続きについて、オンライン申請が可能（手帳等の添付書類については、郵送による提出が必要）

※新規工事は10月3日～(CCUS連携は10月14日～)、現在運用中の工事は12月末から新システムで利用可能

退職金ポイント還元キャンペーンについて

- 電子申請専用サイトリニューアルに伴い令和7年10月1日～令和8年3月31日までの期間で実施
- 期間中に退職金ポイントを購入した共済契約者に対し、購入した退職金ポイントの2%（CCUS連携工事の場合は5%）をポイント還元。令和8年4月以降に還元予定。

2 新電子申請システムの画面イメージ

建退共

電子申請専用サイト旧画面

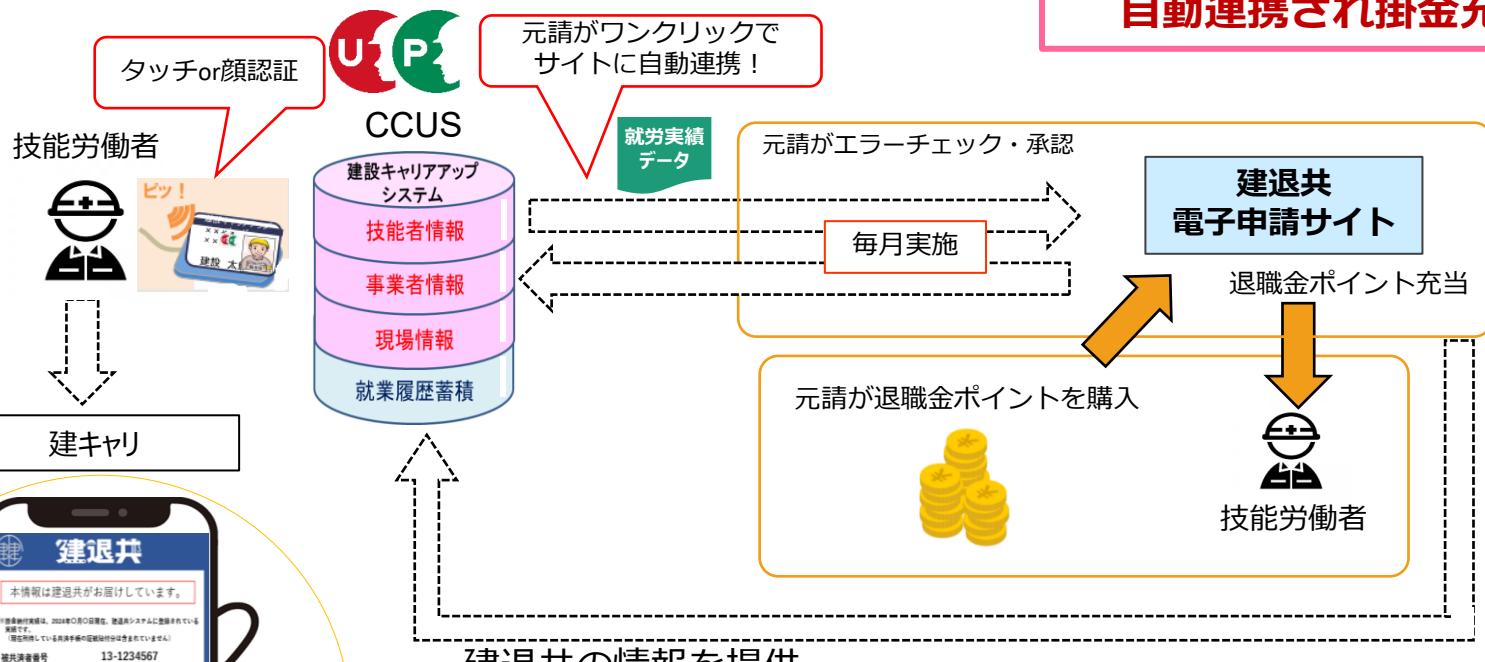
就労実績報告作成ツール

- ✓ 2つのシステムをひとつにし、デザインを共通化、操作性向上
- ✓ スマホやタブレットで閲覧する際にはそれぞれの端末で最適化して表示

3 電子申請専用サイトとCCUSとの連携イメージ

建退共

✓ CCUSの就業履歴データが
建退共電子申請専用サイトに
自動連携され掛金充当



○ 就業履歴の蓄積に応じた、建退共掛金の積立状況と、退職金の見込み額をスマホで確認可能

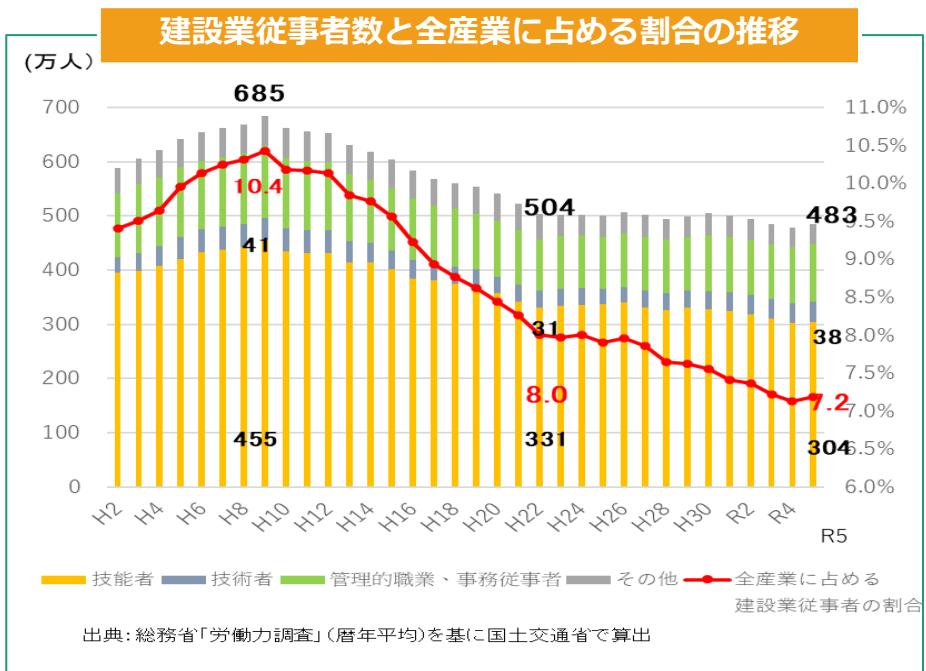
建キャリの利用状況
(令和6年12月～令和7年9月末時点)

建キャリアアプリ利用者数26,831人のうち、
建退共加入利用者数 6,999人
(うち最大退職金額が927万円の技能者も)

※毎週更新

基本的な考え方

- 建設技能労働者・一人親方等（建設労働者等）の待遇改善のためには、技能や経験等に応じて、より充実した退職金を受給することができるようになることが重要。他産業と比較して遜色ない、魅力ある退職金制度として、最低でも退職金1,000万円超を目指す。
- 複数掛金は、建設業法等の改正により建設労働者等の待遇改善の確保が建設業者の責務として努力義務化されていることを踏まえ、元請や事業主が上乗せできる仕組みとする。
- 複数掛金制度の導入にあたっては、実務手続きやシステム上の工夫を行い、事務負担が増えないように配慮することとし、現場管理の効率化・生産性向上等の観点から、電子ポイント方式とする。
- 日額の設定は、技能や経験等を踏まえ、事業主が柔軟に選択可能とすることを原則としつつ、大規模な現場での導入や運用の効率性の観点から、簡便に複数掛金を導入可能とする工夫が必要。このため、建設キャリアアップシステム（CCUS）の技能レベルに対応した掛金日額の標準モデルを示す。



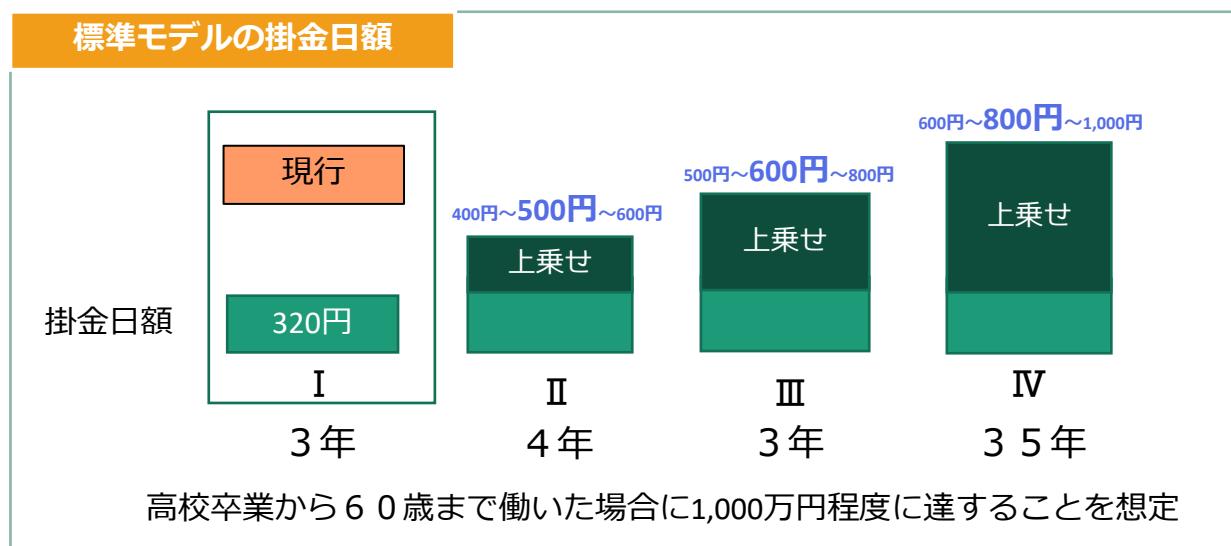
他産業の退職金と建退共の比較

・製造業	863万円
・サービス業	1,062万円
・卸売業、小売業	880万円
・全産業の退職金額	842万円
(いずれも高校卒、37年勤務した場合)	
出典: 東京都産業労働局「中小企業の賃金・退職金事情」(令和6年版)	
・建退共	388万円
(掛金日額320円で37年掛金納付した場合)	

取組の方向性

掛金日額の設定

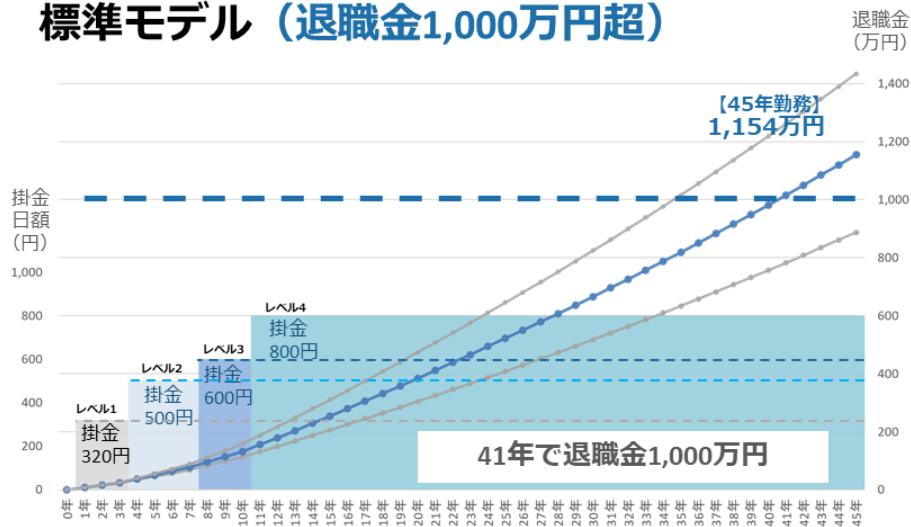
- 上乗せ掛金の日額は、事業主が建設労働者等の技能や経験等に応じて被共済者毎に設定する。ただし、元請が下請の掛金納付を一括して代行する場合は、元請が被共済者毎に、最終見積書に基づく掛金日額を設定する。
- 技能・経験に応じた上乗せ掛金を客観的かつ簡便に設定できるよう、CCUSのレベル区分に応じて段階的に金額を上乗せした掛金日額の標準モデルを示し、その中から事業主が選択することも可能とする。
- この他、工事ごとや厳しい労働条件（災害や危険度）や多能工であることなどを踏まえ、柔軟に掛金日額を設定できる仕組みとし、事業主のニーズにも配慮する（システム上は10円単位で設定可能）。



目標とすべき退職金額

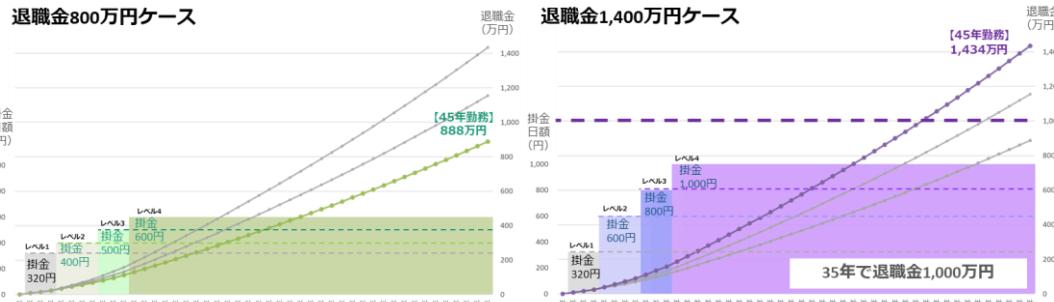
- 目標とすべき退職金額の水準は他産業と比較しても遜色のない魅力あるものになるよう、最低でも1,000万円を超える水準とすることが適当である。この目標水準を達成し、CCUSの4つのレベルごとに上乗せ掛け金を引き上げていく場合の標準モデルの退職金額のシミュレーションは次のとおりである。

標準モデル（退職金1,000万円超）

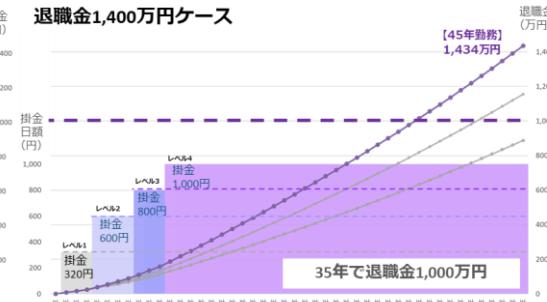


- 事業主は、企業規模や地域経済の状況に応じて標準モデルを調整して掛け金日額を設定することも可能とすることが適当。退職金額800万円や1400万円を目指すケースは下のとおり。

退職金800万円ケース



退職金1,400万円ケース



複数掛け金の確保等

- 労務費と併せて確保すべき「必要経費」としての建退共の掛け金は、元請と下請が掛け金相当額を見積書に明記することによって注文者や発注者等に示すことが必要。また、注文者や発注者等に幅広くその旨を周知していくことが適当。
- 建退共の掛け金は、下請からの求めに応じて元請が一括して購入及び現物支給による納付を代行することで、下請までの行き渡りに繋げてきた実情を鑑みると、複数掛け金制度においても、元請が下請の掛け金納付を一括して代行することが適当である。
- この場合において、元請が最終見積書に基づく掛け金を一括納付する。なお、下請の事業主は、さらなる処遇確保のため、元請が納付する掛け金額に上乗せして納付することができるよう措置することが適当である。

複数掛け金の利用方法

- CCUSと連携した電子ポイント方式の積極的な活用を促進し、現場管理の効率化・生産性向上を図る観点、適正・公正な履行確保及び不正利用防止や災害時等における紛失防止の観点からも電子ポイント方式によることが適当である。